

鎌倉市障害福祉サービス計画

第3期（平成24年度～平成26年度）

平成24年3月

鎌 倉 市

「障害」の表記について

本市では、国の検討結果やアンケート調査の結果、意見交換会などでの障害者の方々の意見を踏まえ、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会で「障害」の字体の表記について検討しました。

障害者団体等からは、「障害の字体にこだわるより、障害福祉施策の実態の向上を図って欲しい。字体にこだわることで、障害者の抱える問題の本質がそらされてしまう。」などの趣旨の意見が多く聞かれました。

障害者福祉計画推進委員会では、「障害のある人の感じ方、お気持ちを大事にしたい。」「今まで通り使っている方が分かりやすいのだったら、逆に今まで通りの方が良いのではないか。」などの意見が出され、議論の結果、改定する障害者福祉計画においては、今まで通り「障害」という表記を使用する結論となりました。

なお、検討経緯の詳細については、「資料編－8」として掲載しています。

はじめに



鎌倉市では、平成19年3月に、第1期鎌倉市障害福祉計画を、平成21年3月に第2期鎌倉市障害福祉計画を定めました。今回、第2期鎌倉市障害福祉計画の計画期間が満了することから、改定作業を進め、平成24年度から平成26年度まで3年間の第3期鎌倉市障害福祉サービス計画を策定いたしました。

この計画は、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの実績や、平成24年度から平成26年度までの、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、必要量の確保のための方策、数値目標などを記載したものです。本市では、この障害福祉サービス計画に基づいて、

一步一步着実に鎌倉市の障害者福祉を進めてまいります。

障害者の方々を取り巻く環境は、経済的にも社会的にも改善がされてきてはいますが、まだまだ厳しいものがあります。

国では現在、「共生社会」をめざして、新たな障害福祉法制に関する検討や、障がい者制度改革推進会議において、障害者福祉制度の改革が進められています。本市では、国の動向にも注目しながら、引き続き、障害者の方々の地域生活を支援するさまざまな施策や就労支援対策などを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査へのご協力やご意見・ご提言をいただいた市民の皆様、施設や事業所・関係団体の皆様、鎌倉市地域自立支援協議会の皆様、本計画の策定にあたりご検討をいただいた鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

鎌倉市長 松尾 崇

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

目次

1	計画の概要	
(1)	計画改定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画期間	2
2	平成26年度数値目標の設定	3
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	3
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	6
(3)	福祉施設から一般就労への移行	8
(4)	就労移行支援事業の利用者数	10
(5)	就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	12
3	指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び、その見込量の確保のための方策	14
	指定障害福祉サービス・指定相談支援における見込量一覧	15
(1)	訪問系サービス	16
(2)	日中活動系サービス	19
(3)	居住系サービス	24
(4)	相談支援	26
4	地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み及び、その見込量の確保のための方策	29
	地域生活支援事業における見込量一覧	30
(1)	相談支援事業	31
(2)	コミュニケーション支援事業	34
(3)	日常生活用具給付等事業	35
(4)	移動支援事業	37
(5)	地域活動支援センター	38
(6)	その他実施する事業（市任意事業）	39
5	障害児者の現状と支援の動向	41
(1)	障害児者数	41
(2)	身体障害児者の状況	43
(3)	知的障害児者の状況	46

(4)	精神障害者の状況	48
(5)	発達障害児支援の動向	50
(6)	高次脳機能障害支援の動向	52
(7)	特別支援教育の動向	53
(8)	療育・教育の状況	55
(9)	雇用・就労の状況	58
(10)	障害児者への主な福祉サービスの状況	60
	ア 施設サービス	
	イ 居宅サービス	
	ウ その他の居宅サービス	
	エ 補装具・日常生活用具	
	オ 相談支援事業	

6 特別な支援が必要な必要な子どもの支援体制の推進

(1)	一貫した支援体制の推進	65
(2)	障害のある子どもの余暇の充実	66
(3)	発達障害等の理解を深めるための取り組み	66

7 計画の進行管理

(1)	PDCA サイクルの実行	
(2)	市民・障害者の声やニーズの把握	
(3)	庁内の連携と総合的施策の推進	
(4)	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	
(5)	鎌倉市自立支援協議会	
(6)	鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告	

【資料編】

1	鎌倉市障害者福祉計画策定経過	74
2	障害者福祉計画改定基本方針	75
3	国の障害者制度改正等の動向	79
4	障害者福祉に関するアンケート調査結果報告書（概要版）	82
5	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会設置要綱	101
6	鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱	104
7	鎌倉市の障害児者福祉施設	106
8	「障害」の表記について	108

1 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

平成 19 年 3 月に、本市の障害者に関する施策をより明確にし、障害者施策を推進していくため、最初の「鎌倉市障害者福祉計画」を策定しました。

平成 21 年 3 月には、「鎌倉市障害者福祉計画」のうち、障害福祉サービスなどの数値目標を定めた「第 1 期鎌倉市障害福祉計画」を改定し、「第 2 期鎌倉市障害福祉計画」を策定しました。

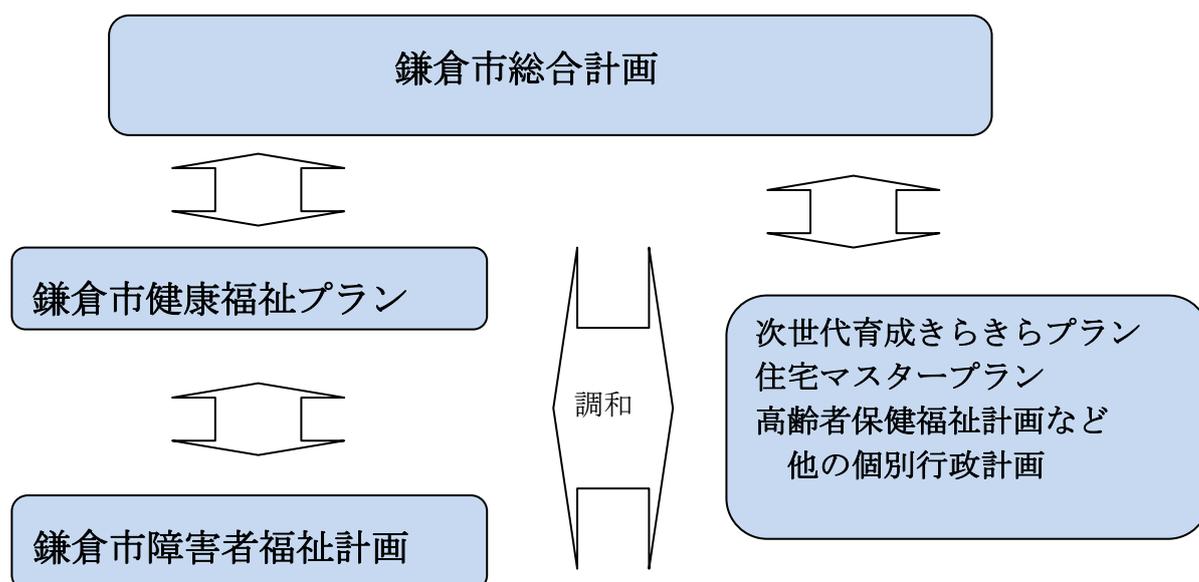
今回、平成 23 年度で、5 年間の計画期間満了を迎える「鎌倉市障害者計画」と、3 年間の計画期間満了を迎える「鎌倉市障害福祉計画」について、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、障害者福祉施策をより一層推進していくため、平成 24 年度からの改定計画を策定しようとするものです。

(2) 計画の位置づけ

鎌倉市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス計画」で構成されます。

この計画は「第 3 次鎌倉市総合計画」や、健康福祉分野の総合プランである「鎌倉市健康福祉プラン」に対して、障害福祉分野の個別計画となります。

「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」など、他の行政計画とも調和して障害者福祉施策を進めていきます。



(3) 計画期間

障害者基本計画の期間は、6年間（平成24年度～平成29年度）とし、障害福祉サービス計画については3年間（平成24年度～平成26年度）とします。

平成26年度には、第3期障害福祉サービス計画の見直しを行い、第4期障害福祉サービス計画を策定します。平成29年度には計画全体を見直します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------

鎌倉市 障害者 福祉 計画	第2期鎌倉市障害者基本計画(障害者基本法)	
	鎌倉市障害福祉サービス計画（障害者自立支援法） 第3期	第4期

※ 障害者基本計画

市町村は、障害者基本法第11条第3項により、「障害者の状況等を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」とされています。

前期の計画では、「鎌倉市障害者計画」という名称でした。

※ 障害福祉サービス計画

各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、障害者自立支援法第88条に規定されています。

前期の計画では、「鎌倉市障害福祉計画」という名称でした。

2 平成26年度数値目標の設定

障害者及び障害児の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援の課題に対応していくために、第3期障害福祉サービス計画の最終年度である、平成26年度を目標年度として数値目標を設定します。

また、平成29年度までの6年間の計画である、障害者基本計画の施策とも調和しながら、障害者福祉施策を総合的に進めていきます。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホームやケアホームなどに居住する地域生活へ移行していくことを推進します。

ア 国の考え方

平成17年10月1日を基準日として、平成26年度末までに、施設入所者の3割以上が地域生活に移行することを、めざしています。

しかし、今後も新たに施設入所が必要な障害者のニーズが想定されることも考慮して、施設入所者数の1割以上の減少を基本として、地域の実情に応じて目標を設定することとされています。対象施設は、一般に長期入所が常態化している傾向が見られる次の施設です。

身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設
知的障害者入所更生施設 ・ 知的障害者入所授産施設
障害福祉サービスの施設入所支援事業所

イ 県の考え方

神奈川県の人口10万人当たりの施設入所者数は、全国平均の106人に対し、全国最小の57人であり、もともと施設入所が少ない状況があります。また、今後、児童福祉法の改正に伴う18歳以上の障害児施設

入所者への対応なども考慮すると、直ちに、施設入所者の大幅な削減を実現することは困難な実情にありますが、施設入所者が、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、地域の中で、その人らしく暮らすことができるよう支援していくことが求められているとしています。

平成 17 年 10 月時点の施設入所者の 1 割以上の削減を、めざすという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨を尊重しつつ、これまでの実績、施設に入所している障害者の状況やニーズ、今後のグループホーム・ケアホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、今後どうしても施設入所が必要となる新たな施設利用者数を適切に見込んだ上で、地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとしています。

ウ 本市の考え方

本市の平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者は 123 人で、施設入所者が、障害者自立支援法の新サービス体系事業である自立訓練事業などを利用することで、平成 26 年度末までに 12 人（9.8%）が地域生活へ移行することを目標に設定しました。

また近年の施設入所状況については、大幅な増加傾向は見られませんが、在宅障害者の家庭状況等の変化などで、平成 24 年度から平成 26 年度末までに 6 人程度の施設入所者の増加が想定されます。既に、多くの障害者が、通所事業所や地域活動支援センターなどに通所していることなど、本市の地域の実情を考慮し、施設入所者減少数は 6 人（4.9%）と見込みました。

本市の施設入所者の推移（平成 23 年度は見込数）

年 度	人 数	年 度	人 数
17	123	21	123
18	138	22	120
19	126	23	124
20	124		

エ 本市の目標（平成 26 年度末における数値目標の設定）

項目	数 値	備 考
平成 17 年 10 月 1 日 時点の入所者数(A)	1 2 3 人	
平成 26 年度末の 入所者数 (B)	1 1 7 人	
[目標値] 地域生活移行者数	1 2 人	福祉施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数
	9. 8%	
[目標値] 削減見込 (A-B)	6 人	差引減少見込数
	4. 9%	

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

ア 国の考え方

入院中の精神障害者の地域生活への移行については、退院可能精神障害者の減少に係る数値目標を設定することとされていましたが、社会的入院の解消に向けての精神障害者の退院可能数は、客観的に分析、評価することが難しいため、市町村における第3期障害福祉計画では、「退院可能精神障害者の減少目標数」という数値は定めないこととされました。

イ 県の考え方

平成23年10月31日に示された国の方針（全国障害保健福祉関係主管課長会議）に変更がない限り、市町村障害福祉計画においては、数値目標の設定を要しないとしています。

また、全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会では、第3期障害福祉計画における、この数値目標を見直す際には、根拠・定義を明確にするとともに、自治体において客観的な進捗状況の把握が可能な数値目標とするよう要望しています。

精神障害者が、ライフステージに応じて自ら住まいの場を選択し、地域の中で、その人らしく暮らすことができるように、必要なサービス基盤を計画的に整備するとともに、病院や関係機関と協力して退院に向けた支援をおこない、地域生活への移行を進めることが求められています。

なお、具体的な目標を設定しない場合であっても、市町村においては、入院中の精神障害者の地域生活移行の推進に向けて、地域相談支援や地域自立支援協議会の活用などによる取組み、あるいは今後の方向性などについて、記載することが望ましい、としています。

ウ 本市の考え方

精神障害者の社会的入院を解消するため、退院支援、地域生活移行後の医療、生活面の支援などの体制整備が必要であり、国においても検討が進められています。

今後、神奈川県において、精神障害者の地域生活移行の目標値が設定される予定ですが、本市においては、精神障害者の地域生活推進のため、

精神障害者への理解の促進、相談支援の充実や、アウトリーチ支援（*1 注記）、ピアカウンセリング（*2 注記）などの取り組みをめざし、入院医療中心から地域生活中心へという、精神障害者福祉施策を推進していきます。

*注1 アウトリーチ支援

精神障害者の地域生活を支えるため、地域で関係機関が連携し、相談支援員・精神保健福祉士・精神科医・看護師・臨床心理士・作業療法士などで構成される多種職のチームを構成して、家庭訪問等による支援を実施する。

*注2 ピアカウンセリング

仲間同士の相互の支援活動。精神障害者が、自らの体験に基づいて、他の精神障害者の相談に応じ、自分でもやってみようという動機を育む力により課題解決していくカウンセリング方式。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

障害者の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業などを通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

ア 国の考え方

平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすること基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、目標値を設定することとされています。

イ 県の考え方

平成17年度の4倍という目標については、企業の障害者雇用率などを見ても厳しい状況があるが、そうした状況を改善していくために、障害者、行政、支援者、企業等が、広く目標を共有し、共に努力していくことが重要です。

障害者雇用促進法の改正が施行された平成22年7月以降の動向に留意したこれまでの実績、福祉施設を利用している障害者の状況やニーズ、就労移行支援事業の整備状況、ハローワーク等の労働政策との連携体制などを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定することが適当である、としています。

ウ 本市の考え方

平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績は、2人であり、その4倍の8人とすることが、平成26年度の数値目標の基本となります。

しかし、これまでの実績から、過去6年間の一般就労への移行者数の平均が約5人であることと、近年の経済状況の動向なども勘案する中で、平成26年度の一般就労への移行者数目標を16人とします。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般就労 移行者実 績数	2人	1人	4人	7人
	平成 21 年度	平成 22 年度	過去6年間就労移行者数平均	
	10人	3人	約5人	

工 本市の目標

[目標値] 平成 26 年度の一般就労移行者数	16人
	8倍

(4) 就労移行支援事業の利用者数

ア 国の考え方

福祉施設の利用者の一般就労への移行の目標が達成できるよう、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、目標値を設定することとされています。

イ 県の考え方

福祉施設利用者数の2割以上が就労移行支援事業を利用するという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨を尊重しつつ、当面、これまでの実績、福祉施設を利用している障害者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定するとともに、就労継続支援B型の利用要件の動向にも留意することが必要である、としています。

ウ 本市の考え方

就労支援事業所は、就労を希望する65歳未満の障害者に対して、生産活動、職場体験等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等をおこなうサービスを実施しています。本市では、平成24年4月1日現在で市内に3ヵ所あります。

平成26年度の就労移行支援の利用者数は、平成22年度実績の、ほぼ2倍である40人を想定しましたが、福祉施設利用者が就労移行支援事業を利用する比率は、7.4%に留まっています。

今後、障害者の就労への意欲の高まりや企業の障害者雇用を推進していくためにも、就労移行支援事業所の充実を進めます。

本市の就労移行支援事業所利用者数の推移（3月31日現在）

年 度	18	19	20	21	22
就労移行支援事業所利用者数（人）	0	9	27	31	21

工 本市の目標

就労移行支援事業の利用者数

項目	数 値
平成26年度末の 福祉施設利用者数	539人
[目標値]平成26年度末 の就労移行支援事業 の利用者	40人
	7.4%

(5) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

ア 国の考え方

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、目標値を設定することとされています。

イ 県の考え方

就労継続支援A型については、福祉サイドからの就労支援を強化する上で、重要な事業ではあるが、企業と連携した受注ルートの確保など、安定して事業運営の条件が整わないと、大幅に事業所を増やしていくことは難しい。また、就労継続A型の利用が想定される障害者の中には、一般就労へ移行できる可能性を有する人も少なくないものと考えられます。

就労継続支援A型の利用割合について、就労継続支援全体の3割以上とすることをめざすという国の指針については、将来に向けた長期的な指針として、その趣旨を尊重しつつ、障害者の状況やニーズ、これまでの実績、就労継続A型事業所の状況、福祉施設から一般就労への移行に関する状況などを総合的に勘案した上で、地域の実情を踏まえて設定するとともに、就労継続支援B型の利用要件の動向にも留意することが必要である、としています。

ウ 本市の考え方

就労継続支援事業は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練提供するサービスです。

本市には、平成24年4月1日現在で、A型事業所が4カ所、B型事業所が8カ所あります。このうちA型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者が対象です。

今後B型事業所での利用者数の増加が、より多く見込まれる状況があります。このため、平成26年度におけるA型事業の利用者の比率は、23.1%としています。

就労継続支援事業は、レストラン・喫茶・お弁当・クリーニングなど

のサービス業、クッキー工場、貸ギャラリー、宅配、絵画など、さまざまな事業をおこない、障害者が自分に合った働き方が選択出来るよう、運営しています。今後も、就労継続支援事業所の充実を進めていきます。

本市の就労継続支援事業所利用者数の推移（3月31日現在）

年 度		18	19	20	21	22
就労継続支援事業所利用者数（人）	A型	0	19	17	24	41
	B型	1	8	50	59	128

就労継続支援A型事業の利用者の割合

項 目	数 値
平成26年度末の就労継続支援A型事業の利用者数（A）	57人
平成26年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	190人
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者数(B)	247人
〔目標値〕 平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	23.1%

3 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び、その見込み量の確保のための方策

平成24年度から平成26年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方や必要量の見込みを定めるとともに、必要な見込み量の確保のための方策を定めます。

障害者のニーズに合わせた質の高いサービスを提供出来るよう、障害福祉サービス事業所と連携しながら、サービス事業所相互の連絡調整機能の強化も図りながら事業を進めていきます。

※ サービス見込量の単位の考え方

サービスの見込量は一月当たりの見込量で、単位の考え方は次のとおりです。

***時間分** 月間のサービス提供時間

***人日分** 「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量(例えば10人が月に平均して22日利用するサービス量は220人日分になります。)

***人分** 月間の利用者数

指定障害福祉サービス・指定相談支援における見込量一覧

サービス種別	単 位	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込
1 訪問系サービス					
居宅介護等	時間分	3,550	4,000	4,700	4,900
	人分	178	210	220	230
2 日中活動系サービス					
生活介護	人日分	4,440	5,920	6,100	6,290
	人分	240	320	330	340
自立訓練 (機能訓練)	人日分	110	130	150	170
	人分	6	7	8	9
自立訓練 (生活訓練)	人日分	300	360	380	400
	人分	15	18	19	20
就労移行支援	人日分	410	500	580	660
	人分	25	30	35	40
就労継続支援(A型)	人日分	850	905	935	970
	人分	50	53	55	57
就労継続支援(B型)	人日分	2,240	2,720	2,880	3,040
	人分	140	170	180	190
療養介護	人分	2	4	4	4
短期入所	人日分	370	450	480	540
	人分	67	75	80	90
3 居住系サービス					
共同生活援助・共同生活介護	人日分	71	85	90	95
施設入所支援	人	98	108	113	117
4 相談支援					
指定計画相談支援	人	12	100	250	300
地域移行支援	人	/	5	7	10
地域定着支援	人		5	7	10

(1) 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等
包括支援)

ア 実施に関する考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」といいます。）については、在宅の障害者への地域生活を支援し、居宅介護等を必要とする人への身近な地域におけるサービス提供が保障されるよう、サービス実施事業者と連携して、訪問系サービスを推進します。

居宅介護等のサービス内容は別記のとおりですが、サービス見込量の表示については、国の基本指針（平成23年厚生労働省告示第478号）に従い、数値目標を一括して表示することとします。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
居宅介護	2,774 時間分	2,382 時間分	3,550 時間分
重度訪問介護	135 人分	152 人分	178 人分
同行援護			
行動援護	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
重度障害者等 包括支援	4,000 時間分	4,700 時間分	4,900 時間分
	210 人分	220 人分	230 人分

訪問系サービスの見込量については、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度利用見込を基礎として、一人当たりの利用時間数や利用者数の増加を見込んで、サービス種別ごとに推計したものを、集計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

在宅の障害者への地域生活を支援するために、障害福祉サービス実施事業者と連携して、障害特性や障害程度、障害者のニーズなどに対応した質の高いサービスが提供できるよう、体制の整備と充実を図ります。

神奈川県と連携してサービス提供にかかる人材の研修等に協力し、障害福祉サービス事業の人材の養成を図ります。

(参考資料)

サービス種類	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 見込	平成24年度 見込	平成25年度 見込	平成26年度 見込
居宅介護	2,297時間分	2,210時間分	2,920時間分	3,180時間分	3,490時間分	3,595時間分
	122人	126人	132人	144人	150人	154人
重度訪問介護	381時間分	0時間分	280時間分	335時間分	670時間分	670時間分
	1人	0人	1人	1人	2人	2人
同行援護			110時間分	205時間分	220時間分	275時間分
			15人	28人	29人	32人
行動援護	96時間分	172時間分	240時間分	280時間分	320時間分	360時間分
	12人	26人	30人	37人	39人	42人
重度障害者等 包括支援	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	2,774時間分	2,382時間分	3,550時間分	4,000時間分	4,700時間分	4,900時間分
	135人	152人	178人	210人	220人	230人

※ サービス内容説明

* 居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事など生活全般にわたる介護を、おこないます。

* 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に、おこないます。

* 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を、おこないます。

* 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するための必要な援護、排せつ及び食事等その人が行動する際に必要な援助を、おこないます。

* 重度障害者等包括支援

常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的におこないます。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、療養介護、短期入所)

ア 実施に関する考え方

日中活動系サービスは、入所及び通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。介護や支援を必要とする障害者へのサービス提供ができるようサービス実施事業者と連携して日中活動系サービスを実施します。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
生活介護	3,459人日分	4,152人日分	4,440人日分
	185人分	227人分	240人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	5,920人日分	6,100人日分	6,290人日分
	320人分	330人分	340人分

生活介護の見込量については、事業者の新サービス体系への移行を踏まえて、常時介護を要する障害者へのサービス提供を求める利用者のニーズを考慮しながら利用者数等を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
自立訓練 (機能訓練)	20人日分	78人日分	110人日分
	1人分	4人分	6人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	130人日分	150人日分	170人日分
	7人分	8人分	9人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
自立訓練 (生活訓練)	83人日分	121人日分	300人日分
	4人分	6人分	15人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	360人日分	380人日分	400人日分
	18人分	19人分	20人分

自立訓練（機能訓練、生活訓練）の見込量については、事業者の新サービス体系への移行を踏まえて、地域において自立した生活を希望する利用者のニーズを考慮しながら、利用者数等を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
就労移行支援	531人日分	300人日分	410人日分
	31人分	21人分	25人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	500人日分	580人日分	660人日分
	30人分	35人分	40人分

就労移行支援の見込量については、自分に合った働き方が選択できるように、事業者の新サービス体系への移行状況も踏まえて、一般就労をめざす障害者や養護学校（特別支援学校）卒業者等の利用者数等を見込んで推計しました。就労への意欲の高まりや企業の障害者雇用を推進していくためにも、就労移行支援の充実を進めます。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
就労継続支援 (A型)	432人日分	685人日分	850人日分
	24人分	41人分	50人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	905人日分	935人日分	970人日分
	53人分	55人分	57人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
就労継続支援 (B型)	1,129人日分	1,844人日分	2,240人日分
	59人分	128人分	140人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	2,720人日分	2,880人日分	3,040人日分
	170人分	180人分	190人分

就労継続支援A型事業、B型事業の見込量については、自分に合った働き方が選択できるように、事業者の新サービス体系への移行を踏まえて、就労への意欲の高まりによる利用者のニーズを考慮し、福祉施設における就労の場の確保の充実を進めていくため、利用者数等を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
療養介護	2人分	2人分	2人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	4人分	4人分	4人分

療養介護の見込量については、進行性筋萎縮症者療養等給付事業から移行した利用者及び今後、重症心身障害児施設から移行する事業者の移行を踏まえて、利用者数を見込んで推計しました。

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
短期入所	348人日分	338人日分	370人日分
	83人分	62人分	67人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	450人日分	480人日分	540人日分
	75人分	80人分	90人分

短期入所の見込量については、サービス未利用者の潜在的なニーズや介護を担う家族の高齢化、レスパイト及び地域生活への移行の推進などにより、利用ニーズは高まっていくと予想されるため、障害児者や、その家族を支援していくために、利用が円滑にできるよう、利用者数等を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者の日中の活動の場の確保と充実を進めていくために、障害福祉サービス実施事業者と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を進めます。

障害福祉サービスごとの事業者の協議会などの設置を働きかけ、事業者間の連携を強めるとともに、神奈川県と連携してサービス提供にかかる人材の研修等に協力し、人材の養成を図ります。

※ サービス内容説明

*生活介護

施設において、常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。

*自立訓練（機能訓練）

身体障害者に対して、理学療法、作業療法などによるリハビリテーションや生活等に関する相談、助言などを、おこないます。

*自立訓練（生活訓練）

知的障害者または精神障害者に対し、入浴や排泄、食事等に関する自宅での生活全般にわたる訓練や生活等に関する相談、助言などを、おこないます。

*就労移行支援

就労を希望する人に、一般就労等への移行に向けて知識や能力向上のための訓練や作業、実習などを実施します。一定期間の支援計画に基づき、障害者の適性にあった職場定着のための支援などを、おこないます。

*就労継続支援（A型）

一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を、おこないます。

*就労継続支援（B型）

一般企業で雇用されることが困難でかつ雇用契約を結ぶことが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を、おこないます。

*療養介護

常時介護が必要な人に対し、病院などにおいて医学的管理下のもとに、療養上の管理、看護、日常生活の介護、コミュニケーション支援などを、おこないます。

*短期入所

居宅において、その介護を行う人が病気等の場合に、施設への短期間の入所を受け入れ、入浴や排せつ、食事の介護や支援などを、おこないます。

(3) 居住系サービス

(共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援)

ア 実施に関する考え方

居住系サービスは、障害者の住まいの場の確保と生活を支援するサービスです。障害者の居住へのニーズを受け止め、介護や支援を必要とする障害者へのサービス提供が的確におこなえるよう、サービス実施事業者等と連携し、居住系サービスを実施します。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
共同生活援助 共同生活介護	80人分	67人分	71人分
施設入所支援	54人分	91人分	98人分
サービス種別	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
共同生活援助 共同生活介護	85人分	90人分	95人分
施設入所支援	108人分	113人分	117人分

共同生活援助及び共同生活介護の見込量については、利用状況と今後の、サービス実施事業者の事業展開を見込んで推計しました。なお、共同生活援助等のサービス見込量については、国の基本指針に従い、一括して設定することとします。

施設入所支援の見込量については、既存の障害者福祉施設における障害者自立支援法の新サービス体系への移行を踏まえて、見込量を推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

共同生活援助及び共同生活介護を、実施している事業者への支援をおこなっていくとともに、共同生活援助及び共同生活介護を実施する意向がある事業者の把握に努め、利用者のニーズを勘案して、地域生活への移行の場を確保するサービス体制の整備と充実を推進します。

施設入所支援については、入所施設の移行計画を踏まえ、施設入所支援が必要な人のニーズを考慮して利用ができるよう事業を推進していきます。

※ サービス内容説明

* 共同生活援助（グループホーム）

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者に対し、共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を、おこないます。

* 共同生活介護（ケアホーム）

日中に生活介護又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者に対し、共同生活の場において、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援などを、おこないます。

* 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練や就労移行支援等のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を、おこないます。

(4) 相談支援

ア 実施に関する考え方

平成22年12月3日に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法が一部改正され、相談支援の充実が図られました。(平成24年4月1日施行)

障害福祉サービス等の支給決定の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害福祉サービス等の利用計画を作成し、モニタリングをおこなう「計画相談支援」や福祉施設からの退所や病院等からの退院等に伴い、一定期間集中支援を行うことが必要となる者の相談支援をおこなう「地域相談支援」として「地域移行支援・地域定着支援」を実施します。

計画相談支援及び地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を必要とする利用者数を勘案して、相談支援をおこなう事業者と連携して、原則として、3年間で計画的にすべての障害福祉サービス等の利用計画の作成を必要とする利用者へ計画相談支援を実施します。地域移行支援及び地域定着支援を必要とする利用者への支援も実施していきます。

イ 本市の見込量

一月当たりの見込量

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
指定計画 相談支援	4人分	8人分	12人分
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	100人分	250人分	300人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
地域相談支援 (地域移行支援)	5人分	7人分	10人分

一月当たりの見込量

サービス種別	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
地域相談支援 (地域定着支援)	5人分	7人分	10人分

障害福祉サービス等の利用計画を作成し、モニタリングを実施する計画相談支援は、3年間で計画的にすべての障害福祉サービス等のサービス利用計画の作成等を必要とする利用者を対象にするものとして、利用者数を見込み推計しました。

また、福祉施設の入所者や入院中の障害者が、地域へ移行するにあたって必要な支援を受けるための地域移行支援や、地域生活へ移行後に単身で生活する等の場合や、同居している家族等の支援が受けられず地域定着支援を必要とする場合の利用者の見込数を推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者の地域生活を支援していくために、相談支援事業者と連携して、必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。

相談支援を実施する指定相談支援事業者の設置を進め、相談支援が必要な人が、質の高い、障害者の相談ニーズを受け止めた相談支援が利用できるような事業を推進していきます。

事業実施にあたっては、相談支援事業者と連携して、作成された障害福祉サービス等の利用計画に基づき、関係機関が参画した個別支援計画の検討やモニタリングを実施し、個々の障害者の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援体制の整備と充実を進めます。

※ サービス内容説明

***計画相談支援**

障害者等の心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、障害福祉サービス等の利用計画を作成するサービス利用支援をおこないます。障害福祉サービスの利用継続を適切に調整するため、一定期間ごとにモニタリング等をおこないます。障害福祉サービス等の利用計画の検討と支給決定の変更等の申請勧奨をおこなう継続サービス利用支援を実施します。

地域相談支援

***地域移行支援**

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するために、住居の確保や地域生活の準備等について支援をおこなう事業です。

***地域定着支援**

居宅で単身で暮らしている者や同居している家族等の支援が受けられない障害者等への夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援をおこなう事業です。

4 地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み及び、その見込み量確保のための方策

平成24年度から平成26年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方や、必要量の見込みを定めるとともに、必要な見込み量の確保のための方策を定めます。

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を、実施事業と連携しながら、効果的・効率的に実施していきます。

地域生活支援事業における見込量一覧

サービス種別	単 位	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込
1 相談支援事業					
障害者相談支援事業	力所	4	4	5	5
基幹相談支援センター	/		未実施	実施	実施
自立支援協議会		実施	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業		実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人分	実施	3	4	5
2 コミュニケーション支援事業					
手話通訳等派遣事業	人分	370	380	390	400
	手話通訳	170	175	180	185
	要約筆記	200	205	210	215
手話通訳設置事業	人分	1	1	1	1
3 日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件	25	30	35	40
自立生活支援用具	件	40	45	50	55
在宅療養等支援用具	件	55	60	65	70
情報・意思疎通支援用具	件	70	75	80	85
排せつ管理支援用具	件	2,540	2,565	2,590	2,615
居宅生活動作補助用具	件	20	25	30	35
4 移動支援事業					
移動支援事業	人分	290	306	322	338
	時間	34,500	36,720	38,640	40,560
5 地域活動支援センター					
地域活動支援センター事業	市内力所数	3	11	11	11
	市内利用者数		135	135	135
	市外力所数	7	10	10	11
	市外利用者数		10	10	11
6 その他実施する事業					
訪問入浴サービス事業	件	355	365	380	400
日中一時支援事業	件	160	200	220	240
手話通訳・要約筆記講習事業	人分	72	87	102	117

(1) 相談支援事業

ア 実施に関する考え方

より身近な地域で障害者等からの相談に応じられるよう、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や利用調整等を行う計画相談支援や地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を行う事業所の整備を進めます。相談支援事業を充実し、機能の強化を図るために、相談支援事業者と連携して、自立支援協議会を運営し、ネットワークの構築とその活用による地域の総合的な相談支援体制の推進をおこないます。

イ 本市の見込量

実施見込か所数

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
障害者 相談支援事業	3か所	3か所	4か所
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	4か所	5か所	5か所

実施の有無

サービス種別	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
基幹相談支援 センター	未実施	実施	実施

実施の有無

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
自立支援協議会	実施	実施	実施
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	実施	実施	実施

実施の有無

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
市町村相談支援 機能強化事業	実施	実施	実施
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	実施	実施	実施

実施の有無

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
住宅入居等 支援事業	実施	実施	実施
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	実施	実施	実施

実施の有無

(平成24年度以降は利用者見込数)

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
成年後見制度 利用支援事業	実施	実施	実施
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	3人分	4人分	5人分

相談支援事業の見込量については、より身近な地域での相談支援体制の充実を図っていくために、指定相談支援事業者の新規参入を見込み推計しました。

自立支援協議会を運営し、地域の関係機関のネットワークを構築して、地域の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、地域移行支援や地域定着支援及び成年後見制度利用支援事業をあわせて実施し、障害者が自立して地域生活移行し、安定した生活を維持していくための基幹相談支援センターの設置に向けて、相談支援体制を充実していきます。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者一人ひとりが、より身近な地域で、その人の状況にあった確かな情報提供や相談支援が受けられ、サービス提供の利用調整ができるよう相談支援体制を整備していきます。

相談支援事業者と連携し、自立支援協議会を中核として、地域の関係

機関等のネットワークを構築して、総合的な相談支援体制を整備し、推進していきます。

※ 事業内容説明

***障害者相談支援事業**

障害者、障害児の保護者又は障害者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、及び助言その他の障害福祉サービスの利用調整等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害児者の権利擁護のための必要な援助を、おこないます。

***基幹相談支援センター**

地域の相談支援の拠点として、専門職員を配置して、支援困難な事例への助言、相談支援を担う人材の育成をおこない、地域移行支援、地域定着支援、成年後見制度利用支援事業等の利用調整等のコーディネート機能の役割を果たし、地域の相談支援体制の構築と充実を図ることを目的として設置します。

***自立支援協議会**

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉にかかる関係機関のネットワークを構築して、地域の障害福祉サービスにかかるシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置します。

***市町村相談支援機能強化事業**

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

***住宅入居等支援事業**

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

***成年後見制度利用支援事業**

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

(2) コミュニケーション支援事業

ア 実施に関する考え方

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳、要約筆記などにより、情報やコミュニケーションの支援をおこなう事業です。

聴覚障害者にとって、情報やコミュニケーションの支援は、日常生活で必要なものであるため、障害者のニーズ把握に努め、手話通訳者、要約筆記通訳者派遣事業などの制度の充実を図ります。

イ 本市の見込量

実利用見込者数

サービス種別	年度	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込	
手話通訳等 派遣事業	合計	379人分	355人分	370人分	
	内 訳	手話通訳	171人分	172人分	170人分
		要約筆記	208人分	183人分	200人分
	年度	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込	
	合計	380人分	390人分	400人分	
	内 訳	手話通訳	175人分	180人分	185人分
		要約筆記	205人分	210人分	215人分

コミュニケーション支援事業のうち手話通訳等派遣事業の見込量については、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度利用見込を基礎として、利用者数の増加を見込んで推計しました。

実設置見込者数

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
手話通訳設置事業	1人	1人	1人
	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	1人	1人	1人

手話通訳設置事業については、現在、市障害者福祉課窓口にて、手話通訳者を週3日、半日単位で1名設置しています。利用者のニーズを考慮して、今後、設置日数等の充実についても検討していきます。

ウ 見込量の確保のための方策

聴覚障害者が、日常生活で情報提供やコミュニケーションが円滑に出来るよう、コミュニケーション支援事業を推進します。

手話通訳者、要約筆記通訳者の養成のための講習会を、実行委員会に委託して実施し、聴覚障害者への理解、啓発を推進するとともに、手話通訳や要約筆記の人材育成と確保を図り、コミュニケーション支援事業を推進していきます。

(3) 日常生活用具給付等事業

ア 実施に関する考え方

在宅の重度障害者を対象に介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付し、日常生活上の困難解消や便宜を図ります。

日常生活用具とは、以下の3つの条件を満たすものです。

- (ア) 安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- (イ) 障害者の日常生活上の困難を改善し、自立や社会参加を促進するもの
- (ウ) 製作や改良、開発の際に障害についての専門的な知識や技術を要するもので、一般的な日常生活用品として普及していないもの

イ 本市の見込量

給付等見込件数

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
介護・訓練支援用具	0件	0件	25件
自立生活支援用具	8件	10件	40件
在宅療養等支援用具	14件	19件	55件
情報・意思疎通支援用具	13件	11件	70件
排せつ管理支援用具	2,627件	2,451件	2,540件
居宅生活動作補助用具	0件	0件	20件
合計	2,662件	2,491件	2,750件
サービス種別	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
介護・訓練支援用具	30件	35件	40件
自立生活支援用具	45件	50件	55件
在宅療養等支援用具	60件	65件	70件
情報・意思疎通支援用具	75件	80件	85件
排せつ管理支援用具	2,565件	2,590件	2,615件
居宅生活動作補助用具	25件	30件	35件
合計	2,800件	2,850件	2,900件

日常生活用具給付等事業の見込量については、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度利用見込を基礎として、今後の利用者数の増加を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

今後も日常生活上の便宜を図るため、用具の給付を行っていきます。

制度や用具の周知に努め、制度利用の充実を図られるよう、また、個々の障害者の生活状況や生活環境に配慮して、必要に応じて、適宜、対象範囲や対象品目を拡充するなど、事業を推進していきます。

(4) 移動支援事業

ア 実施に関する考え方

障害児者の社会生活で必要不可欠な外出、及び障害者の社会参加の推進のために、外出時の移動を支援する事業です。

事業の運営にあたっては、移動支援事業者と連携し、移動支援ガイドラインに基づき、個々の利用者の状況や利用ニーズに対応したサービス提供が出来るよう、事業実施します。

イ 本市の見込量

実利用見込者数及び延べ利用見込時間数

サービス種別	年度	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
移動支援事業	利用者数	291人	274人	290人
	利用時間数	29,928 時間	32,354 時間	34,500 時間
	年度	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
	利用者数	306人	322人	338人
	利用時間数	36,720 時間	38,640 時間	40,560 時間

移動支援事業の見込量については、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度利用見込を基礎として、利用者数等を見込んで推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

障害者の日常生活で必要不可欠な外出、及び社会参加の促進を図るため、本事業の充実を図ります。今後も、移動支援事業を実施する意向がある事業者の参入を促進するとともに、移動支援事業を担う人材の養成を関係機関と連携し実施します。

移動支援事業の需給バランス、利用状況や利用ニーズを考慮して、供給体制が不安定にならないように体制を整備し、移動支援事業を推進します。

(5) 地域活動支援センター

ア 実施に関する考え方

障害者の身近な地域における日中活動の場を確保し、創作活動や社会活動、社会との交流活動のための機会の提供ができる活動の拠点として、地域活動支援センター事業を実施します。

地域との交流や障害者福祉制度の対象となっていない障害のある人への支援もおこなっていきます。

イ 本市の見込量

実利用見込者数
実施見込カ所数

サービス種別	年度		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
	地域活動支援センター	市内	カ所数	2カ所	3カ所
市外		カ所数	1カ所	3カ所	7カ所
年度		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込	
市内		カ所数	11カ所	11カ所	11カ所
		利用者数	135人	135人	135人
市外		カ所数	10カ所	10カ所	11カ所
		利用者数	10人	10人	11人

市内の地域作業所については、すべての地域作業所が障害者自立支援法の事業へ移行し、その多くは、地域活動支援センターへ移行することを踏まえて設置数を見込みました。

ウ 見込量の確保のための方策

市内の地域作業所が、地域活動支援センター事業へ移行した後も、安定した事業運営が図られるよう、運営費等の支援をおこないます。

地域活動支援センター事業が、地域における障害者福祉の有効な社会資源となるよう、市は継続した支援をおこなっていきます。

(6) その他実施する事業（市任意事業）

ア 実施に関する考え方

地域生活支援事業の1から5については、障害者自立支援法において市町村に実施が義務付けられている事業ですが、この他に、地域における障害福祉サービスなどの利用状況や、利用者のニーズに基づき必要とされる事業について、見込量を定めることとします。

なお、今後実施が必要となる事業については、適宜、実施に向けて取り組むこととします。

イ 本市の見込量

延べ利用見込量及び見込者数

サービス種別	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
訪問入浴サービス事業	329件	309件	355件
日中一時支援事業	163件	151件	160件
手話・要約筆記講習事業	37人	59人	72人
サービス種別	平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
訪問入浴サービス事業	365件	380件	400件
日中一時支援事業	200件	220件	240件
手話・要約筆記講習事業	87人	102人	117人

訪問入浴サービス事業の見込量については、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度利用見込を基礎とし、利用ニーズを考慮して、

利用件数を見込んで推計しました。

日中一時支援事業の見込量については、日中活動系サービスの児童デイサービスとの役割分担を図りつつ、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度利用見込を基礎とし、利用ニーズを考慮して、利用件数を見込んで推計しました。

手話、要約筆記講習事業の見込量については、平成21・22年度の利用実績及び平成23年度の見込みを勘案して、見込みました。コミュニケーション支援事業の手話通訳者、要約筆記通訳者の養成につながる入門・基礎・養成の各手話講習会や要約筆記通訳者講習事業の参加者数について見込み推計しました。

ウ 見込量の確保のための方策

これら福祉サービス事業の利用状況や利用者のニーズを考慮して、制度の周知に努め、本事業の推進を図ります。

本事業を実施する意向がある事業者の把握に努め、参入を促進します。

コミュニケーション支援事業を担う人材の育成及び養成を講習会実行委員会に委託して実施し、事業を推進していきます。

※ 事業内容説明

*訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

*日中一時支援事業

障害児者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施しています。

*手話・要約筆記講習事業

聴覚障害者等とのコミュニケーションや情報伝達の支援者として手話通訳者及び要約筆記者の養成につながる講習事業を実施しています。

手話については、入門・基礎・養成・特別の各講習会を実施しています。

5 障害児者の現状と支援の動向

(1) 障害児者数

平成 23 年 4 月 1 日現在の鎌倉市の障害児者数（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数）は、6,568 人です。同日の鎌倉市総人口が、174,252 人であり、障害児者の総人口に占める比率は、3.8%で、ほぼ県内各市並みの比率になっています。

障害者数全体の推移は、平成 19 年度と比べ、10%の伸びとなっていますが、このうち特に精神障害者数が、51.8%と大きな増加率となっています。障害者全体数の内、精神障害者が占める構成比率も、平成 19 年度の 10.2%から、平成 23 年度は 14.1%に増えるなど、年々上昇しています。

身体障害児者数については、約 74%が 65 歳以上の高齢者であるため、自然減の影響も受け、平成 19 年度からの伸び率は、4.4%に留まっています。

	身体障害児者	知的障害児者	精神障害者	合計
平成 19 年度 (構成比率)	4,653 (78.0%)	706 (11.8%)	610 (10.2%)	5,969 (100%)
平成 20 年度 (構成比率)	4,821 (77.4%)	722 (11.6%)	688 (11.0%)	6,231 (100%)
平成 21 年度 (構成比率)	4,786 (76.3%)	727 (11.6%)	762 (12.1%)	6,275 (100%)
平成 22 年度 (構成比率)	4,687 (74.4%)	766 (12.1%)	848 (13.5%)	6,301 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	4,856 (73.9%)	786 (12.0%)	926 (14.1%)	6,568 (100%)
前年度比	103.6%	102.6%	109.2%	104.2%
上記年度期間の増減率	4.4%	11.3%	51.8%	10.0%

(注) 障害児者数は、(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数)
各年度 4 月 1 日現在

年齢区分別障害児者数は、3障害ごとで、年齢区分別の構成が大きく異なっています。身体障害児者については、65歳以上が最も多く74%、知的障害児者については、18～39歳が最も多く45.7%、精神障害者については、40～64歳が最も多く53.6%となっています。

年齢区分別障害児者の状況

単位：人

	身体障害児者	知的障害児者	精神障害者	合計
18歳未満 (構成比率)	83 (1.7%)	215 (27.3%)	6 (0.6%)	304
18～39歳 (構成比率)	204 (4.2%)	359 (45.7%)	295 (31.9%)	858
40～64歳 (構成比率)	977 (20.1%)	175 (22.3%)	496 (53.6%)	1,648
65歳以上 (構成比率)	3,592 (74.0%)	37 (4.7%)	129 (13.9%)	3,758
合計	4,856 (100%)	786 (100%)	926 (100%)	6,568

(注) 精神障害者については、19歳未満、20～39歳、40～64歳、65歳以上の年齢区分
平成23年4月1日現在

(2) 身体障害児者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における身体障害児者数（身体障害者手帳所持者）は、4,856 人です。

身体障害児者の障害種別での構成比率は、肢体不自由が全体の 52.5%と約半数を占めています。次に、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害）が 32.3%で多くを占めています。

平成 19 年度からの、各障害の増減推移については、内部障害が 10.2%、聴覚・平衡機能障害が 9.7%、肢体不自由が 2.9%増加しています。

また、音声・言語・そしゃく機能障害が 52.5%、視覚障害が 1.5%減少しています。

障害種別の身体障害児者の推移

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合 計
平成 19 年度 (構成比率)	329 (7.0%)	341 (7.4%)	80 (1.7%)	2,476 (53.2%)	1,427 (30.7%)	4,653 (100%)
平成 20 年度 (構成比率)	330 (6.8%)	371 (7.7%)	80 (1.7%)	2,520 (52.3%)	1,520 (31.5%)	4,821 (100%)
平成 21 年度 (構成比率)	333 (7.0%)	374 (7.8%)	77 (1.6%)	2,525 (52.7%)	1,477 (30.9%)	4,786 (100%)
平成 22 年度 (構成比率)	317 (6.8%)	363 (7.7%)	48 (1.0%)	2,464 (52.6%)	1,495 (31.9%)	4,687 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	324 (6.7%)	374 (7.7%)	38 (0.8%)	2,548 (52.5%)	1,572 (32.3%)	4,856 (100%)
前年度比	102.2%	103.0%	79.2%	103.4%	105.2%	103.6%
上記年度期 間の増減率	▲1.5%	9.7%	▲52.5%	2.9%	10.2%	4.4%

各年度 4 月 1 日現在

障害等級別の身体障害児者については、1級、2級の重度障害者で53.9%と過半数を占めています。

平成19年度からの5年間の推移については、4級、6級が、それぞれ21.9%、20.3%と最も多く増加しています。1級、2級の重度障害者については、それぞれ、0.7%増、3.4%減でわずかな変化です。

障害等級別の身体障害児者の推移

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成19年度 (構成比率)	1,805 (38.8%)	826 (17.8%)	744 (16.0%)	853 (18.3%)	199 (4.2%)	226 (4.9%)	4,653 (100%)
平成20年度 (構成比率)	1,865 (38.7%)	837 (17.4%)	729 (15.1%)	946 (19.6%)	193 (4.0%)	251 (5.2%)	4,821 (100%)
平成21年度 (構成比率)	1,814 (37.9%)	812 (16.9%)	737 (15.4%)	970 (20.3%)	200 (4.2%)	253 (5.3%)	4,786 (100%)
平成22年度 (構成比率)	1,563 (33.4%)	784 (16.7%)	798 (17.0%)	1,054 (22.5%)	216 (4.6%)	272 (5.8%)	4,687 (100%)
平成23年度 (構成比率)	1,818 (37.5%)	798 (16.4%)	724 (14.9%)	1,040 (21.4%)	204 (4.2%)	272 (5.6%)	4,856 (100%)
前年度比	116.3%	101.8%	90.7%	98.7%	94.4%	100.0%	103.6%
上記年度期間 の増減率	0.7%	▲3.4%	▲2.7%	21.9%	2.5%	20.3%	4.4%

各年度4月1日現在

障害種別・年齢区分別の身体障害児者の状況については、身体障害児者の各障害種別すべてで、年齢が上がることに伴って増加しており、特に、65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。

障害種別・年齢区分別の身体障害児者の状況

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合 計
18歳未満 (構成比率)	2 (0.1%)	15 (0.3%)	0 (0%)	57 (1.2%)	9 (0.2%)	83 (1.8%)
18～39歳 (構成比率)	16 (0.3%)	26 (0.5%)	1 (0.1%)	124 (2.6%)	37 (0.8%)	204 (4.3%)
40～64歳 (構成比率)	55 (1.1%)	49 (1.0%)	14 (0.3%)	585 (12.0%)	274 (5.6%)	977 (20.0%)
65歳以上 (構成比率)	251 (5.2%)	284 (5.8%)	23 (0.5%)	1,782 (36.6%)	1,252 (25.8%)	3,592 (73.9%)
合 計 (構成比率)	324 (6.7%)	374 (7.6%)	38 (0.9%)	2,548 (52.4%)	1,572 (32.4%)	4,856 (100%)

平成23年4月1日現在

(3) 知的障害児者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における知的障害児者数（療育手帳所持者）は、786 人です。

障害の程度別では、最重度が 22.4%、重度が 25.6%で、合計 48%となり、半数近くに達しています。

平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間の推移は、全体で 11.3%の増加となっています。その中で軽度の増加率が 38.8%と最も多くなっています。次いで重度の 9.8%が多くなっています。

障害程度別の知的障害児者の推移

単位：人

	最重度 (IQ20 以下)	重 度 (IQ20~35)	中 度		軽 度 (IQ51 以上)	合 計
			(IQ36~40)	(IQ41~50)		
平成 19 年度 (構成比率)	175 (24.8%)	183 (25.9%)	75 (10.6%)	126 (17.9%)	147 (20.8%)	706 (100%)
平成 20 年度 (構成比率)	177 (24.5%)	176 (24.4%)	75 (10.4%)	127 (17.6%)	167 (23.1%)	722 (100%)
平成 21 年度 (構成比率)	165 (22.7%)	187 (25.7%)	63 (8.7%)	135 (18.6%)	177 (24.3%)	727 (100%)
平成 22 年度 (構成比率)	172 (22.5%)	201 (26.2%)	70 (9.1%)	136 (17.8%)	187 (24.4%)	766 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	176 (22.4%)	201 (25.6%)	70 (8.9%)	135 (17.2%)	204 (25.9%)	786 (100%)
前年度比	102.3%	100.0%	100.0%	99.3%	109.1%	102.6%
上記年度期間の 増減率	0.6%	9.8%	▲6.7%	7.1%	38.8%	11.3%

各年度 4 月 1 日現在

年齢別の構成では、18～39歳が最も多く45.7%で359人です。年代別で、最も多いのは、18歳未満が軽度の11.3%、18～39歳では最重度・重度がそれぞれ12.5%、40～64歳では重度の5.5%、65歳以上では重度の1.5%となっています。

障害程度別・年齢区分別の知的障害児者の状況

単位：人

	最重度	重 度	中 度		軽 度	合 計
	(IQ20以下)	(IQ21～35)	(IQ36～40)	(IQ41～50)	(IQ51以上)	
18歳未満 (構成比率)	35 (4.5%)	48 (6.1%)	12 (1.5%)	31 (3.9%)	89 (11.3%)	215 (27.3%)
18～39歳 (構成比率)	98 (12.5%)	98 (12.5%)	27 (3.4%)	60 (7.6%)	76 (9.7%)	359 (45.7%)
40～64歳 (構成比率)	38 (4.8%)	43 (5.5%)	25 (3.2%)	37 (4.7%)	32 (4.1%)	175 (22.3%)
65歳以上 (構成比率)	5 (0.6%)	12 (1.5%)	6 (0.8%)	7 (0.9%)	7 (0.9%)	37 (4.7%)
合 計 (構成比率)	176 (22.4%)	201 (25.6%)	70 (8.9%)	135 (17.2%)	204 (25.9%)	786 (100%)

平成23年4月1日現在

(4) 精神障害者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、926 人です。等級別では、2 級が、65.1%と最も多くなっています。

平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間の推移をみると、全体で 51.8%と大幅な増加になっています。中でも、2 級は、69.4%と大幅に増加しています。

障害等級別の精神障害者の推移

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 19 年度 (構成比率)	146 (23.9%)	356 (58.4%)	108 (17.7%)	610 (100%)
平成 20 年度 (構成比率)	158 (23.0%)	415 (60.3%)	115 (16.7%)	688 (100%)
平成 21 年度 (構成比率)	152 (20.0%)	478 (62.7%)	132 (17.3%)	762 (100%)
平成 22 年度 (構成比率)	168 (19.8%)	532 (62.7%)	148 (17.5%)	848 (100%)
平成 23 年度 (構成比率)	178 (19.2%)	603 (65.1%)	145 (15.7%)	926 (100%)
前年度比	106.0%	113.3%	98.0%	109.2%
上記年度期 間の増減率	21.9%	69.4%	34.3%	51.8%

各年度 4 月 1 日現在

年齢区分別の精神障害者の状況ですが、精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療費支給認定者数とも、40～64歳が一番多く、それぞれ、53.6%、51.4%です。

年齢区分別の精神障害者の状況

単位：人

	19歳以下	20～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
精神障害者保健福祉手帳交付者数 (構成比率)	6 (0.6%)	295 (31.9%)	496 (53.6%)	129 (13.9%)	926 (100%)
自立支援医療費支給認定者数 (構成比率)	50 (2.6%)	702 (36.1%)	1002 (51.4%)	192 (9.9%)	1,946 (100%)

平成23年4月1日現在

自立支援医療費（通院医療費公費負担）支給認定者は、平成23年4月1日現在で、1,946人です。平成19年度から23年度までの5年間の人数の推移は、29.6%と大きな増加になっています。

自立支援医療費（通院医療費公費負担）支給認定者の推移

単位：人

平成19年度	1,501
平成20年度	1,644
平成21年度	1,643
平成22年度	1,805
平成23年度 前年度比	1,946 107.8%
上記年度期間の増減率	29.6%

各年度4月1日現在

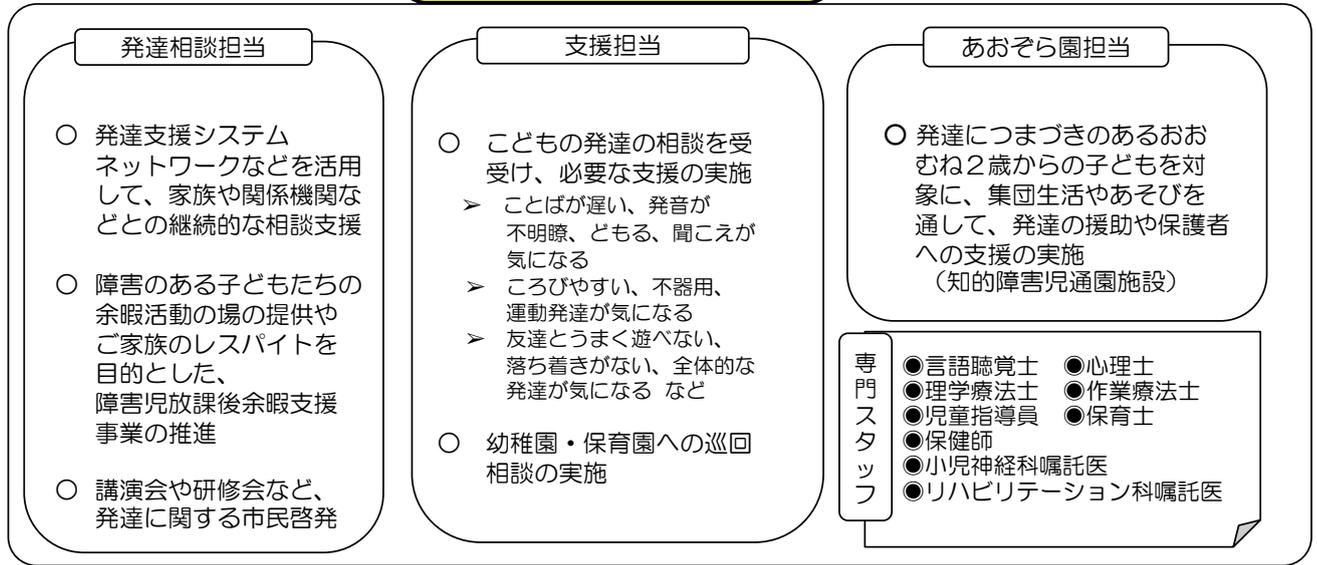
(5) 発達障害児支援の動向

発達障害は発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義され、早期からの適切な発達支援が必要な障害です。平成 20 年度から発達障害の早期発見、適切な支援のため、5 歳児すこやか相談事業を実施しています。平成 22 年度は市内の公立保育園、私立保育園、幼稚園の計 9 園で実施し、平成 25 年度には市内の 5 歳児全員への実施をめざしています。また、発達障害に対する理解、啓発のための講演会を実施しました。幼稚園や保育園の職員や保護者向けに講師を派遣しての講演会も実施し、啓発活動に努めました。また、教育委員会の指導主事 2 名を併任職員として発達支援室に配置し、幼児期から学齢期へのスムーズな移行や、学齢児童へ相談体制の整備に取り組みました。

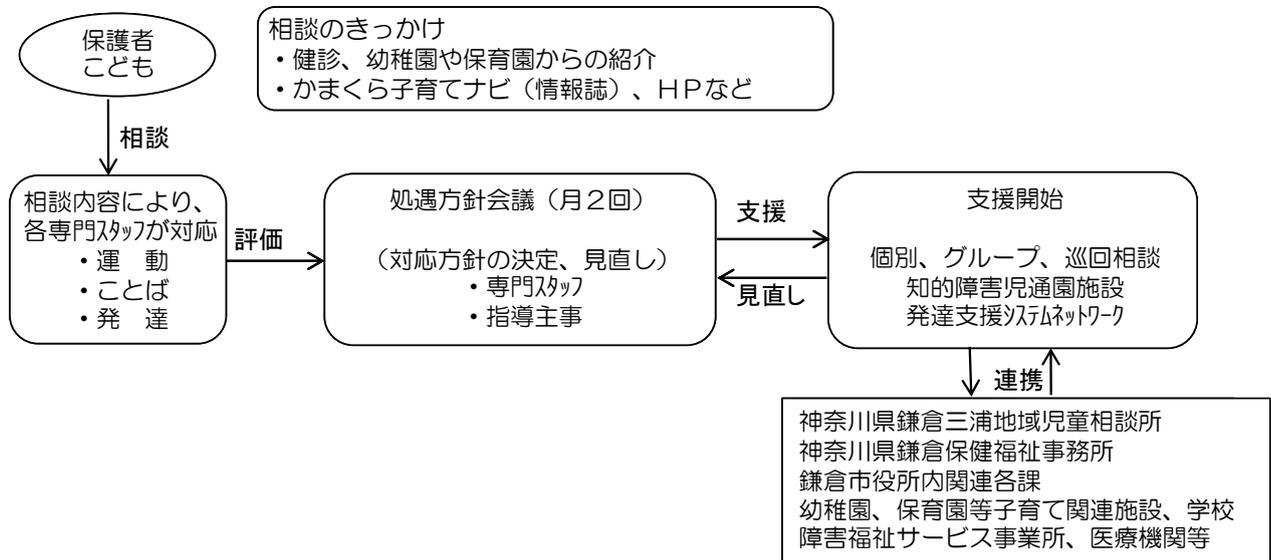
発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところでしたが、平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」によって発達障害者が、精神障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されました。

- 自 閉 症 : 社会性やコミュニケーション能力に困難が生じる障害。
- アスペルガー症候群 : 自閉症と同じ特性をもちながら、言語や知的発達の遅れがみられない障害。
- 広 汎 性 発 達 障 害 : 広い範囲に発達の遅れがあること。とくに社会性やコミュニケーション能力、行動の偏りに問題がみられる障害。
- 学 習 障 害 : 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難な障害。
- 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
: 落ち着きがなく、ときに衝動的な行動をとる行動面の障害。

発達支援室の組織体制



相談から処遇の流れ



(6) 高次脳機能障害支援の動向

高次脳機能障害は、交通事故などによる外傷性脳損傷と、脳血管障害などによる認知障害等があり、日常生活に大きな支障があることが多い障害です。しかし、一見してその症状が障害に由来するものと認識されず、理解も得られにくいことから、高次脳機能障害という障害自体も周知されていないのが現状です。また、障害特性に合ったサービス提供がなされていない状況にあります。そこで、都道府県や国の機関において「高次脳機能障害支援モデル事業」の実施や都道府県において支援の拠点となる機関を指定するなど、支援体制の確立に向けた検討をおこなっています。

高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象になります。

また本市では、市民活動団体と協働で高次脳機能障害についての個別相談や施設訪問、基礎講座など啓発事業をおこなっています。

(7) 特別支援教育の動向

本市では、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援をおこなう特別支援教育を推進しています。

各学校においては、校内委員会を設置し教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について確認・検討をしています。また、必要に応じて保護者の了解を得て関係機関との連携による支援も検討します。

支援の必要な児童生徒に対しては、生活介助を主な業務とする特別支援学級補助員・学級介助員を小中学校に、学習支援を主な業務とするスクールアシスタントを小学校に配置しています。また、教育活動上の必要な場面に応じて学級支援員を派遣しています。

特別支援学級は小学校に7校 18 学級、中学校に5校 12 学級設置しており、平成 23 年 5 月 1 日現在 120 人の児童生徒が在籍しています。また、小学校3校に、きこえやことばの障害により適切な指導を必要とする児童のための通級指導教室を設置しており、162 人が通級しています。

障害のある子どもたちが社会で自立した生活を送るためには、地域の理解と協力が大切だと考えます。

今後は、共生社会の第一歩である地域での教育を受け、学び、地域で育つ環境づくりとして、特別支援学級の市内全校設置をめざして計画を進めていきます。

特別支援学級児童生徒数及び学級数

単位：人・か所

	小学校		中学校		合計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	20	7	15	4	35	11
自閉症・情緒障害	45	10	31	6	76	16
肢体不自由	7	1	1	1	8	2
難聴			1	1	1	1
合計	72	18	48	12	120	30

(注) 市立小学校全校数16校、市立中学校全校数9校

平成23年5月1日現在

学校名	障害種別	学校名	障害種別
第一小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害	御成中学校	知的障害, 自閉症 情緒障害・肢体不自由
第二小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害	深沢中学校	知的障害, 自閉症 情緒障害
御成小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害, 肢体不自由	手広中学校	難聴
腰越小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害	大船中学校	知的障害, 自閉症 情緒障害
富士塚小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害	玉縄中学校	知的障害, 自閉症 情緒障害
小坂小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害	※大船小学校 平成24年度 開級予定	知的障害, 自閉症 情緒障害
玉縄小学校	知的障害, 自閉症・情緒障害		

言語・難聴通級指導教室(ことばの教室)

御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

(8) 療育・教育の状況

本市では、子どもの発達上の心配や生活上の悩みについて、専門職種が個別に相談を受けるほか、幼稚園・保育園を訪問し、相談・アドバイスを行う巡回相談を実施しています。

相談受付件数は、年度により増減はありますが、平成 21 年度に発達支援室を設置したことにより、「発達が少し気になる」という段階からの相談が増えています。

また、5 歳児すこやか相談の実施に伴い、巡回相談を希望する園が増えていくことから巡回数、相談件数ともに増加の傾向にあります。

新規相談・巡回相談の受付件数

単位：件・回

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
平成 19 年度	68	122	78	91	59	33	210	154	120
平成 20 年度	70	145	111	99	38	25	222	87	65
平成 21 年度	65	89	72	104	39	29	259	83	58
平成 22 年度	91	115	73	115	59	35	291	125	70

特別な支援が必要な子どもに対し、知的障害児通園施設「あおぞら園」では通園による療育支援を提供しています。

あおぞら園の施設定員は 30 人ですが、現在は施設定員以上の子どもを受け入れている状況が続いています。

また、子どもの発達上の課題に合わせて、あおぞら園と福祉センターで専門職種が運動、きこえやことば、社会性などの発達を育む指導を継続的にこなっています。

利用児童数は、平成 20 年度から実施している 5 歳児すこやか相談により相談の機会が増えたことが、指導利用児童数の増加につながっていると考えられます。

知的障害児通園施設 指導実利用児童数

単位：人

	知的障害児 通園施設	リハビリ指導	言語指導	発達指導
平成18年度	41	65	84	40
平成19年度	36	74	107	48
平成20年度	32	129	81	76
平成21年度	36	92	81	45
平成22年度	36	53	110	61

(注) 知的障害児通園施設：知的障害児のほか肢体不自由児の相互利用を含む
 リハビリ指導：あおぞら園又は福祉センターでおこなう運動発達の指導
 言語訓練：あおぞら園又は福祉センターでおこなう、ことばの指導
 療育指導：福祉センターでおこなうグループ指導等

幼稚園・保育園への障害児の通園状況

単位：人・か所

	児童数	施設数
私立幼稚園	30	13
市立保育園	4	4
私立保育園	7	6
合計	41	23

平成22年度実績

(注) 幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育園児童数は、民間保育所運営費障害児保育加算人数等

言語・難聴通級指導教室（小学校）への通級児童数 単位：人

	児童数
聴覚	7
言語	155
合計	162

平成23年5月1日現在

養護学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合 計
養護学校(知的障害教育部門)	6	1	32	39
養護学校(肢体不自由教育部門)	6	5	4	15
養護学校(病弱教育部門)				
ろう学校				
合 計	12	6	36	54

平成23年4月1日現在

(注) 高等部については、神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の生徒数

養護学校高等部卒業生の進路状況の推移（本市在住のみ）

単位：人

進 路 先	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就 職	1	1	2	2
通所更生施設		3	1	1
通所授産施設		2	2	
入所更生施設				
能力開発センター				
養 護 学 校				
重症心身障害児施設（通所）				
デイサービス				
地域作業所		4	1	
在 宅				
生活介護事業所	1	4	4	6
就労移行支援事業所	1	2	1	1
就労継続支援事業所 A型				3
合 計	3	16	11	13

(注) 各年度末における神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の卒業生

(9) 雇用・就労の状況

	人 口	構 成 比
鎌倉市	174,421	20.1%
藤沢市	410,692	47.3%
茅ヶ崎市	235,560	27.1%
寒川町	47,538	5.5%
合 計	868,211	100%

※法定雇用率
 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一般民間企業（56人以上規模）は、1.8%に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。

平

※上記の市町は、ハローワーク藤沢（公共職業安定所）の管轄区域です。

平成23年3月1日現在

雇用状況

単位：人・カ所

	企業数	法定常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)			雇用率達成企業割合 (%)		
				20年	21年	22年	20年	21年	22年
藤沢 (現所管)	264	47,648	751.5	1.41	1.53	1.58	40.6	45.3	48.1
神奈川県	3,365	866,026	14,031.0	1.49	1.57	1.62	43.0	43.5	45.8

資料：平成22年度業務概況 ハローワーク藤沢（公共職業安定所）

平成22年6月1日現在

※ 障害者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントをおこない、精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしています。

※ 本市における障害者の雇用状況を人口構成比で推計すると、約151人が雇用されているものと考えられます。

職業紹介状況

単位：人

	新規求職申込件数				就職件数			
	身体障害者	知的障害者	精神その他障害者	合計	身体障害者	知的障害者	精神その他障害者	合計
平成20年度	295	100	221	616	82	61	45	188
平成21年度	365	168	267	800	87	56	37	180
平成22年度	319	151	233	703	83	54	48	185
前年度比	87.4%	89.9%	87.3%	87.9%	95.4%	96.4%	129.7%	102.8%

資料：平成20～22年度業務概況 ハローワーク藤沢（公共職業安定所）

*新規求職申込件数：新規にハローワーク藤沢へ求職の申込みをした障害者の件数

鎌倉市障害者雇用奨励金支給状況

障害種別	事業形態	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		事業所数	対象者数	事業所数	対象者数	事業所数	対象者数
知的	就労継続支援A型事業所	1社	10人	1社	8人	2社	25人
	一般就労	20社	30人	21社	34人	20社	17人
	計	21社	40人	22社	42人	22社	42人
精神	就労継続支援A型事業所	0社	0人	1社	7人	2社	8人
	一般就労	8社	18人	7社	18人	6社	17人
	計	8社	18人	8社	25人	8社	25人

(10) 障害児者への主な福祉サービスの状況

ア 施設サービス

身体障害者施設利用者の推移

単位：人

サービス内容	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	実人数	実人数	実人数
肢体不自由者更生施設	1	1	1
視覚障害者更生施設			
内部障害者更生施設	2	1	1
療 護 施 設	8	1	1
入所授産施設			
通所授産施設			
合 計	11	3	3

知的障害者施設利用者の推移

単位：人

サービス内容	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	実人数	実人数	実人数
入所更生施設	79	65	24
通所更生施設	68	37	26
入所授産施設	2	2	2
通所授産施設	56	36	34
通 勤 寮	2	1	2
合 計	207	141	88

* 両表とも、障害者自立支援法による、障害福祉サービス（新体系）へ移行した施設は除く

イ 居宅サービス

障害者居宅サービスの推移

単位：件

サービス内容	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
居宅介護等 訪問サービス	1,301	1,386	1,392
児童デイサービス	63	72	68
短期入所	701	701	783
日中一時支援	34	38	37

グループホーム・ケアホームの推移

単位：カ所・人

	精神障害		知的障害	
	施設数	定員	施設数	定員
平成 20 年度	3	17	10	51
平成 21 年度	3	17	11*	55
平成 22 年度	3	17	11*	55

* 11 施設のうち 1 施設は、知的障害と身体障害を重複した障害者のための施設

ウ その他の居宅サービス

手話通訳者、要約筆記通訳者派遣の推移 単位：人

	手話通訳者 派遣人数	要約筆記通訳者 派遣人数
平成20年度	156	176
平成21年度	171	208
平成22年度	174	183

訪問入浴サービスの推移 単位：人・件

	利用者数	延べ派遣件数
平成20年度	7	300
平成21年度	6	329
平成22年度	6	309

移動支援事業の推移 単位：人・時間

	利用者数	延べ利用時間
平成20年度	210	28,146
平成21年度	291	29,928
平成22年度	274	32,354

工 補装具・日常生活用具

身体障害者補装具の交付及び修理の推移 単位：件

	交付件数	修理件数
平成 20 年度	204	107
平成 21 年度	119	105
平成 22 年度	140	91

身体障害者補装具の交付及び修理状況

単位：件

	義肢	装具	補聴器	車いす	その他	合計
交付	9	38	55	14	24	140
修理	8	37	10	35	1	91
合計	17	75	65	49	25	231

平成 22 年度

児童補装具の交付及び修理の推移 単位：件

	交付件数	修理件数
平成 20 年度	64	24
平成 21 年度	51	17
平成 22 年度	67	26

児童補装具の交付及び修理状況

単位：件

	装具	補聴器	車いす	その他	合計
交付	40	5	13	9	67
修理	6	9	9	2	26
合計	46	14	22	11	93

平成 22 年度

日常生活用具給付の推移 単位：件

	給付件数
平成 20 年度	2,703
平成 21 年度	2,662
平成 22 年度	2,491

日常生活用具の給付状況

単位：件

電気式た ん吸引器	聴覚障害 者用屋内 信号装置	拡 大 読書器	聴覚障害 者用通信 装 置	ストマ	その他	合計
9	2	2	2	2,451	25	2,491

平成 22 年度

オ 相談支援事業

相談支援事業所における相談件数の推移

単位：件

相談支援 事業所	地域生活サポートセ ンターとらいむ		地域活動支援センター キャロットサポートセ ンター		ラファエル会 地 域 支 援 室	
	電話	面接	電話	面接	電話	面接
平成 20 年度	3,509	919	74	82	2,432	2,200
平成 21 年度	3,154	1,132	192	216	2,445	2,382
平成 22 年度	3,046	827	1,560	1,022	2,732	2,382

* 平成 22 年度のキャロットサポートセンターの相談件数については、他の 2 事業者と基準を合わせるため延べ件数としたため、20・21 年度の数値と大きく異なっています。

6 特別な支援が必要な子どもの支援体制の推進

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、障害児への支援施策が強化されることになりました。

国の考え方では、児童福祉法に基づく障害児の支援については、計画を策定する義務はないとしていますが、市では、障害児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の推進のための方策を定めます。

(1) 一貫した支援体制の推進

ア 早期発見の取り組み

年中年齢児童を対象に平成 20 年度から実施している「5歳児すこやか相談」を拡充して、平成 25 年度からは年中年齢児童全員に実施します。

イ 相談体制の充実

子どものことばや運動発達の心配、集団生活を送るうえでの悩みやなどについて、発達支援室で行う「発達相談」のほか、「5歳児すこやか相談」や「巡回相談」などを通じて気軽に相談できる体制を充実させます。

また、障害児通所支援_{*}を利用するときに必要な、サービス利用計画などの作成を行っていきます。

ウ 支援体制の推進

特別な支援が必要な子どもが、児童の一般的な施策を利用しにくいということがないように、児童発達支援_{*}などにより幼稚園、保育園、学校などと連携した支援体制を整備していきます。

また、卒業後までを見据えたライフステージに応じた継続的で一貫した支援が受けられるように、関係機関が情報の共有と役割を明確にして対応する発達支援システムネットワーク_{*}などを活用して、本人を中心にした支援体制を推進していきます。

(2) 障害のある子どもの余暇の充実

障害のある子どもの放課後や夏休みなど学校の長期休業期間における余暇活動を行う場合は、市内に 2 か所の障害児放課後余暇支援施設がありますが、一日の利用者の増加に対応できるように 3 か所目の開設を目指します。

また、事業の安定的な運営を図るため、法内事業に移行して実施していきます。

(3) 発達障害等の理解を深めるための取り組み

子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通して、市民への理解・啓発に努めていきます。

幼稚園、保育園や学校等へ出前の講演会を行っていきます。

*児童福祉法の主な改正点

*障害児の範囲の見直し

児童福祉法の障害児の定義に、身体障害児、知的障害児に加え、「精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定される発達障害児を含む）」が追加されました。

*実施主体の見直し

障害児通所支援は、県から市町村になりました。

障害児入所支援は、今まで通り県となります。

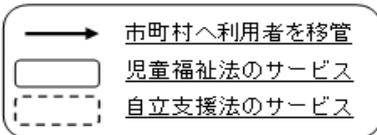
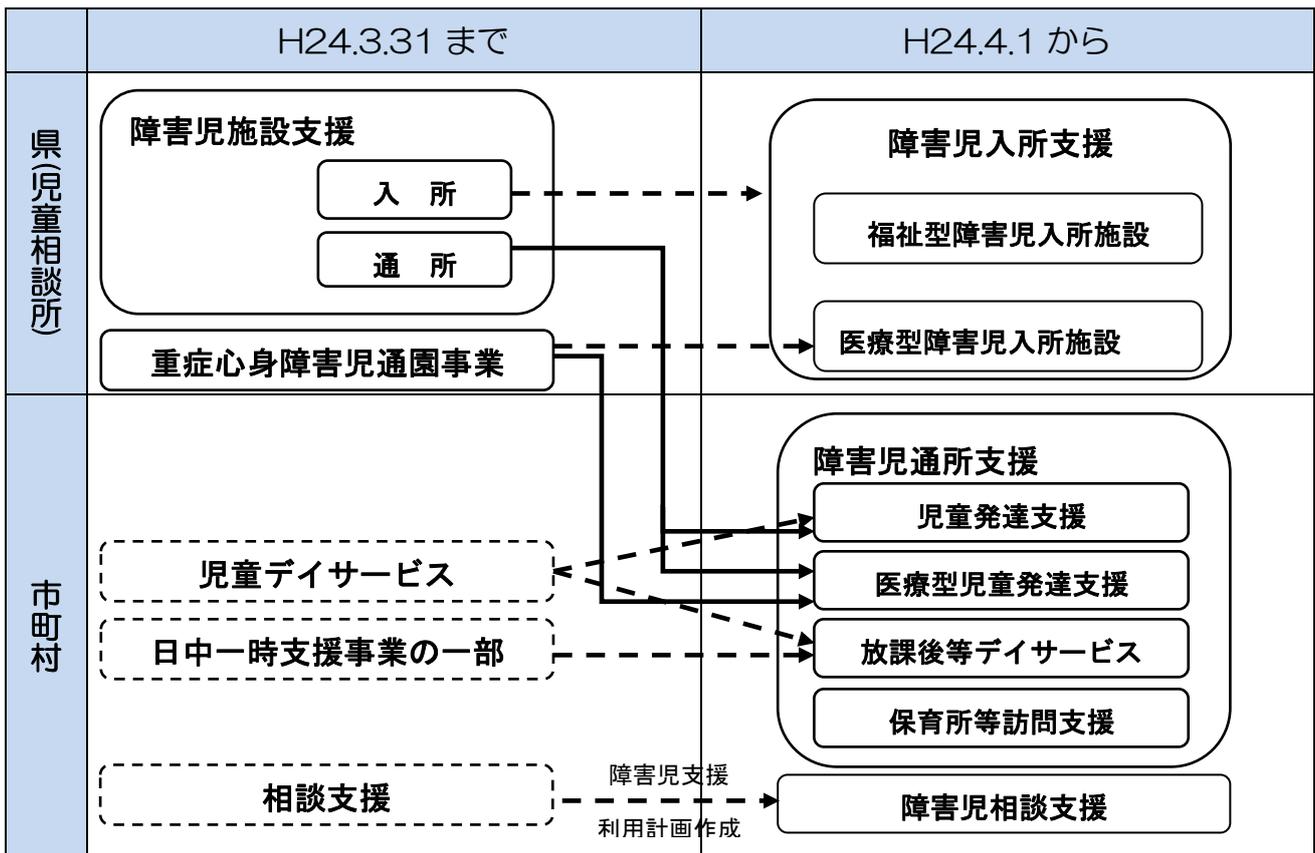
*障害児相談支援の創設

市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成します。

＊障害児施設体系の見直し

障害児通園施設、児童デイサービス、重症心身障害児者通園事業などは、障害児通所支援に体系づけられ、「知的障害児通園施設あおぞら園」と児童デイサービス「学びの基地」は児童発達支援、重症心身障害児（者）B型通園事業「小さき花の園」は医療型児童発達支援に類型されます。

障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設などは、障害児入所支援に体系づけられ、福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設に類型されます。



*児童発達支援

身近な地域の障害児の専門施設（事業）として、通所利用児童への支援だけではなく地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育園等に通う障害児に対して施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応するものです。

児童発達支援センターは、人口10万人規模に1か所以上、発達支援事業は、中学校区に1か所以上が望ましいとされています。

*放課後等デイサービス

学齢の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業期間中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。

鎌倉市独自の取り組み

*発達支援システムネットワーク

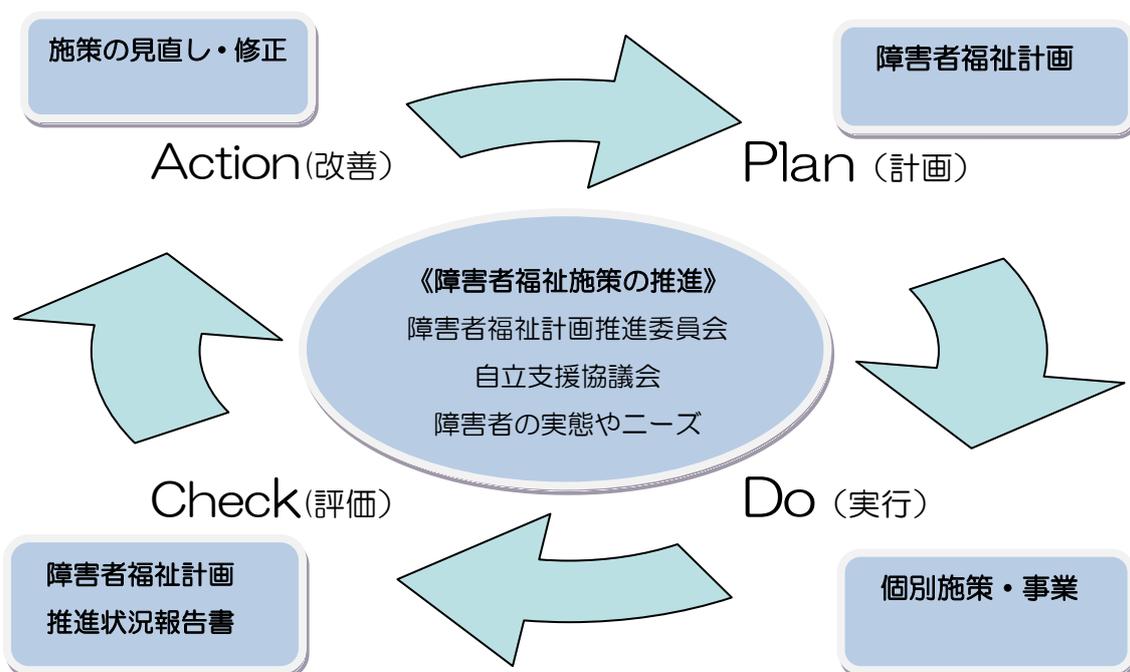
関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害を含む特別な支援が必要な子どもとその家族に対して、ライフステージに対応する一貫した継続的支援をおこないます。

*障害児放課後余暇支援事業

障害児等に余暇活動の場を提供することにより、その家族の介護にかかる身体的及び精神的な負担を軽減し、障害児等及びその家族の福祉の増進を図ります。

7 計画の進行管理

(1) PDCA サイクルの実行



障害者福祉計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分におこない、実効性のある障害者福祉計画をめざします。

(2) 市民・障害者の声やニーズの把握

懇談会、パブリックコメント、意見交換会、ホームページ、アンケート調査など、さまざまな機会や手法を通して、市民・障害者の意向やニーズを常に収集・把握し、障害者の実態やニーズを受け止めた施策・事業を進めます。

(3) 庁内の連携と総合的施策の推進

庁内関係各課による「障害者福祉計画推進会議」を設置・運営し、障害者福祉計画に基づく施策の庁内連携による推進します。

また、関係機関、施設、事業者等と連携しながら、鎌倉地域の総合的な障害者福祉施策を推進します。

(4) 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会

学識経験者、関係行政機関、障害者団体、障害者施設などにより構成される障害者福祉計画推進委員会を設置・運営し、障害者福祉計画の進行管理、次回の計画改定に向けた調査・審議など、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ります。

(5) 鎌倉市自立支援協議会

自立支援協議会は、鎌倉地域の施設・事業者・団体・障害当事者・教育機関・雇用機関・行政機関などにより構成され、地域の障害者福祉施策の推進に中核的な役割を果たしています。

自立支援協議会に、障害者福祉計画の進捗状況などを報告するとともに、地域でのネットワークを構築し、障害者福祉施策に関する情報交換、意見交換、調査・研究などにより、連携して障害者福祉計画の地域における総合的な推進を図ります。

(6) 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を毎年度発行し、障害者福祉計画掲載の各事業の前年度実施状況、事業の点検・評価などをおこないます。

重点施策については、前々年度との対比や進捗状況も含めた評価をおこないます。

各評価により、必要に応じて、施策や事業の改善や見直しをおこないます。

資料編

年度	実施月日	策定経過の項目	内容	備考
平成22年度	10月から概ね1か月間	障害者福祉に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者2,100人、一般市民400人を対象。 ・郵送による配布回収。 ・回収率69.3% 	「結果報告書」及び「概要版」を作成しました。
	10月～11月	障害者福祉計画改定に関する意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、施設、団体、一般市民を対象。 ・市役所本庁舎及び各行政センター全7回 	延べ15団体、14施設、75人が参加しました。
平成23年度	7月27日	第1回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果報告 ・現行計画重点施策の推進状況 ・改定基本方針（案）について ・障害者福祉計画（骨子案）について 	
	8月4日	第1回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果報告 ・現行計画重点施策の推進状況 ・改定基本方針（案）について ・障害者福祉計画（骨子案）について 	
	9月30日	第2回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画（素案）及び障害福祉サービス計画（素案）について ・推進状況報告書（案）について 	
	10月6日	第2回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画（素案）及び障害福祉サービス計画（素案）について ・推進状況報告書（案）について 	
	10月11日～11月1日	障害者福祉計画（素案）に関する意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、施設、団体、一般市民を対象。 ・市役所本庁舎及び各行政センター全7回 	延べ29団体、5施設、46人が参加しました。
	10月20日	第1回 障害者福祉計画推進委員会と地域自立支援協議会の意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉計画（素案）に関して、障害者福祉計画推進委員と地域自立支援協議会委員の意見交換を実施 	
	11月24日	第3回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉計画（最終案）に関する検討 	
	12月2日	第3回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉計画（最終案）に関する検討 	
	12月14日	市議会12月定例会 観光厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・観光厚生常任委員会で、障害者福祉計画の策定状況等を報告 	
	12月19日～1月18日	意見公募手続（パブリックコメント）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉計画（最終案）についての意見公募手続を実施 	9名の方から66件のご意見を頂きました。
	1月19日	第2回 障害者福祉計画推進委員会と地域自立支援協議会の意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉計画（最終案）に関して、障害者福祉計画推進委員と地域自立支援協議会委員の意見交換を実施 	
	2月3日	第4回 障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続（パブリックコメント）集約報告 ・障害者福祉計画（最終案）に関する検討 	
2月10日	第4回 障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続（パブリックコメント）集約報告 ・障害者福祉計画（最終案）に関する検討 		

障害者福祉計画改定基本方針

1 障害者福祉計画改定の趣旨

平成 19 年 3 月に、本市の障害者に関する施策をより明確にし、障害者施策を推進していくため、最初の「鎌倉市障害者福祉計画」を策定しました。

平成 21 年 3 月には、「鎌倉市障害者福祉計画」のうち、障害福祉サービスなどの数値目標を定めた「第 1 期障害福祉計画」を改定し、「第 2 期障害福祉計画」を策定しました。

今回、平成 23 年度で、5 年間の計画期間満了を迎える「障害者計画」と、3 年間の計画期間満了を迎える「障害福祉計画」について、障害者を取り巻く環境変化を受け止め、障害者福祉施策をより一層推進していくため、平成 24 年度からの改定計画を策定しようとするものです。

2 障害者関係法令の改正等

平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」の施行、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行、同月に国連での「障害者の権利条約」の採択（日本は未批准）など、障害者に関する施策の大きな変化がありました。

また内閣府では、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」、平成 22 年 1 月に「障害者制度改革推進会議」を設置され、障害者制度の集中的な改革に向けて、協議をすすめています。

平成 22 年 12 月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、利用者負担の見直し、発達障害者を障害者の範囲に含む、障害程度区分の見直し、児童通所サービスの支給決定について児童相談所から市町村へ移管などの改正がおこなわれました。

現在、障害者基本法の改正案が国会で審議されています。計画改定にあたっては、これらの関係法令の改正内容、社会経済状況の変化等に充分配慮していきます。

3 障害者福祉計画改定の基本視点

計画の改定にあたっては、現行の障害者計画の基本的視点を継承しました。

- (1) ノーマライゼーションの実現
- (2) クオリティオブライフ（QOL：生活の質）の向上
- (3) 人にやさしいまちづくり
- (4) 地域生活を支える支援の充実
- (5) 日常生活にある困難（生きにくさ・暮らしにくさ）の視点からの支援の充実

4 障害者福祉計画の概要

(1) 構成

ア 障害者基本計画（障害者計画）

- ・障害者基本法第9条第3項「市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない」

イ 障害福祉サービス計画（障害福祉計画）

- ・障害者自立支援法87条～89条
- ・厚生労働省「自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に準拠している。
- ・計画期間内の各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、施設からの地域移行者数、就労移行者数の見込みなどの数値目標、必要量の確保のための方策などを定めたもの。

(2) 計画期間

ア 「第2期・障害者基本計画」 平成24年度～29年度（6年間）

イ 「前期・障害福祉サービス計画」平成24年度～26年度（3年間）

5 策定体制

(1) 庁内推進体制

障害者福祉施策に関係する庁内各課の課長職による「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」を開催し、改定に向けた作業をおこないます。

(2) 障害者福祉計画推進委員会

学識経験者、関係行政機関、関係団体等による「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」を開催し、改定に向けた検討、協議をおこないます。

(3) 地域自立支援協議会との連携

地域の障害福祉ネットワークの役割を担っている、地域自立支援協議会と改定に向けた協議をおこないます。

(4) 意見聴取

ア アンケート調査の実施

- ・平成 22 年 10 月に、市民 2500 人（身体障害児者 1600 人、知的障害者児者 250 人、精神障害者 250 人、一般市民 400 人）を無作為抽出によりアンケートを配布しました。
- ・回収率 障害者 68.4% 一般市民 74.5%

イ 障害者団体・施設・障害者・一般市民の懇談会の実施

- ・平成 22 年 10 月～11 月に、市内 5 地域で 7 回実施
- ・延べ 15 団体、14 施設、75 人が参加
- ・障害者福祉計画改定についての要望などを伺いました。
- ・平成 23 年 10 月にも、市内 5 地域で各障害者団体、施設、障害者、一般市民を対象に意見聴取を実施予定です。

ウ パブリックコメントの実施

- ・素案について、平成 23 年 12 月～24 年 1 月に実施予定です。

6 他の行政計画等との調和（カッコ内は制定平成年度です）

(1) 庁内計画との調和

鎌倉市総合計画（18）

鎌倉市健康福祉プラン（18）

鎌倉市移動円滑化基本構想（16）

(2) 県計画との調和

かながわ障害者計画（16）

三浦半島地区障害保健福祉圏域計画（17）

かながわの障害福祉グランドデザイン（18）

神奈川県障害福祉計画（21）

かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱（21）

新たな障害者地域生活支援施策の構築に関する小委員会中間取りまとめ
（22）

(3) 国の法令等との調和

身体障害者福祉法（S24）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25）

知的障害者福祉法（S35）

障害者基本法（S45）

発達障害者支援法（16）

障害者自立支援法（18）

障害者の権利条約（18・国連決議採択）

障害者制度改革推進本部（21）

障害者制度改革推進会議（21）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（22）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（23）

障害者基本法の一部を改正する法律案（23）

国の障害者制度改正等の動向

これまでの障害者に関する新たな法令の制定経過ですが、平成 16 年 12 月に「発達障害者支援法」が成立（平成 17 年 4 月施行）しました。

この法律で、発達障害の定義を明らかにするとともに、発達障害を早期に見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障害児者への支援、発達障害者の就労支援など、発達障害者の自立及び社会参加支援を、保健、医療、福祉、教育、雇用などの各分野で一体的に推進していくことが示されました。

平成 17 年 10 月には、「障害者自立支援法」が成立（平成 18 年 4 月一部施行、10 月完全施行）しました。障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の基で一元的に提供されることとなりました。同時に、障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス体系の再編・強化もおこなわれました。

障害者自立支援法は、平成 22 年 12 月に一部改正（平成 23 年 10 月及び平成 24 年 4 月施行）され、利用者負担の見直し、発達障害が精神障害に含まれるなど障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化（児童相談所から市町村への一部業務移管）、視覚障害者への同行援護の創設などがおこなわれました。

バリアフリー関連では、平成 17 年 7 月にユニバーサルデザイン政策大綱が公表され、施設や交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた行政を推進することとなりました。

また、平成 18 年 6 月に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法の 2 つの法律を統合、拡充させた法律として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律（バリアフリー新法）」が成立（平成 18 年 12 月施行）しました。当事者の参画による基本構想の策定や、公共交通や道路、建築物に関する基準が定められ、バリアフリーを、より一体的に推進していくこととなりました。

平成 20 年 3 月には、施設や製品などを、最初からバリアのない誰にとっても利用しやすいデザインとするための、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が決定されました。

平成 23 年 6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立（平成 24 年 10 月施行）しました。障害者虐待防止や養護者への支援のため、市町村に虐待防止センターの機能を持たせることが定められています。

平成 23 年 7 月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立（平成 23 年 8 月施行）しました。共生社会の実現、社会参加の機会の確保、差別の禁止、療育、相談体制の整備、障害特性に応じた防災・防犯施策、選挙や司法手続きにおける配慮などの項目が新設されました。

国では現在、障がい者制度改革推進本部や推進会議において、障害者福祉制度の改革や、新たな障害者福祉法制に関する検討が進められています。

平成 22 年 6 月 29 日に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することとされており、障がい者制度改革推進会議の下で開催されている総合福祉部会で議論されています。

障害者施策の動向（国及び国連、昭和45年～平成23年）

	昭和45	56	57	58	59	60	61	62	63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	～
推進体制	障害者施策推進本部（平成12年に再編） （昭和57年～平成21年）																																	
	<div style="text-align: right;"> 障がい者制度改革推進本部 （平成21年12月～） 障がい者制度改革推進会議 （平成22年1月～） 中央障害者施策推進協議会 （平成17年～） </div>																																	
主な事項	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 障害者対策に関する長期計画 （昭和58年～平成4年） </div> <div style="text-align: center;"> 障害者対策に関する 新長期計画 （平成5年～平成14年） </div> <div style="text-align: center;"> 障害者基本計画 （平成15年～平成24年） </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策 （昭和62年～平成4年） </div> <div style="text-align: center;"> 障害者プラン～ ノーマライゼーション7か年戦略 ～ （平成8年～平成14年） </div> <div style="text-align: center;"> 重点施策実施5か年 計画（平成15年～ 平成19年） </div> <div style="text-align: center;"> 重点施策実施5か年 計画（平成20年～ 平成24年）（後期 5か年計画） </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 心身障害者対策基本 法成立（議員立法） （昭和45年） </div> <div style="text-align: center;"> 障害者基本法成立 （心身障害者対策基本法の 全面改正）（平成5年） </div> <div style="text-align: center;"> 障害者基本法の改正 （平成16年） </div> </div>																																	
	国連等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 「国際障害者年」 （1981年） （昭和56年） </div> <div style="text-align: center;"> 国連障害者の十年 （1983年～1992年） （昭和58年～平成4年） </div> <div style="text-align: center;"> ESCAP アジア太平洋 障害者の十年 （1993年～2002年） （平成5年～平成14年） </div> <div style="text-align: center;"> ESCAP「新十年」びわこミレミアム フレームワーク（2003年～2012年） （平成15年～平成24年） </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> 障害者の権利 に関する宣言 （1975年） （昭和50年） </div> <div style="width: 30%;"> 障害者に関する 世界行動計画 （1982年） （昭和57年） </div> <div style="width: 30%;"> ■障害者権利条約 <ul style="list-style-type: none"> ・国連総会での採択（平成18（2006）年12月 ・日本の署名（平成19（2007）年9月 ・条約の発効（平成20（2008）年5月 </div> </div>																																

資料：内閣府

障害者福祉に関するアンケート調査 結果報告書（概要版）

I 調査の概要

1 調査の目的

身体障害児者、知的障害児者、精神障害者の現状及びニーズの把握並びに市民の障害福祉に関する理解等を把握し、第3期障害者福祉計画策定にかかる基礎資料とするため実態調査を行いました。

2 調査対象

鎌倉市全域 2,500人

身体障害児者 1,600人

精神障害者 250人

知的障害児者 250人

市民 400人

3 調査期間

平成22年10月から概ね1か月間

4 調査方法

障害者：郵送による配布・回収 / 一般：直接配布・回収

5 回収状況

	配布数	回収者数	回収率
障害者	2,100人	1,435人	68.3%
一般	400人	298人	74.5%

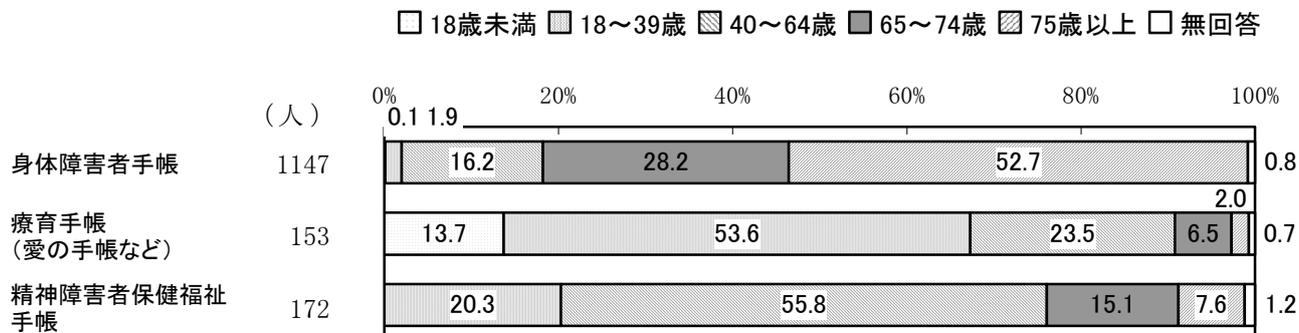
6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（人）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の回答数の合計と単純集計（全体）の回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを、網かけしています。（無回答を除く）

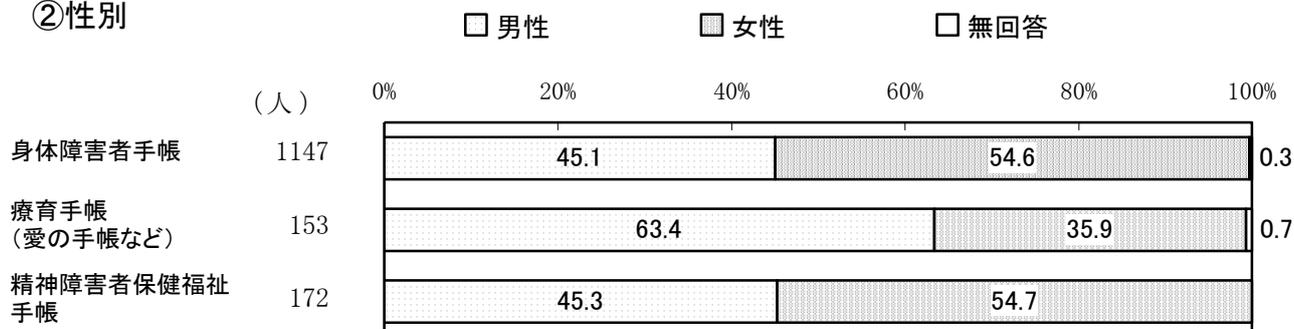
II 障害者調査結果

1 回答者の属性

①年齢

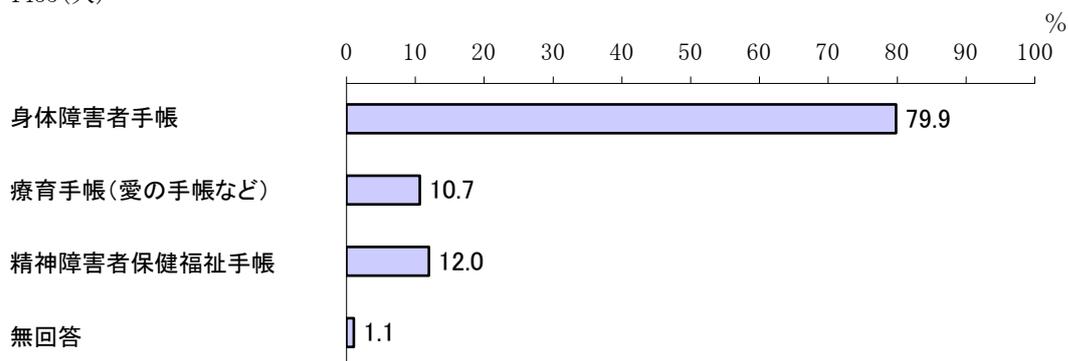


②性別



③手帳の種類

1435(人)



2 医療機関との関わりについて

医療について困ったことでは、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が遠い」との意見が1割以上挙げられており、障害に応じた地域医療の充実が必要です。

精神障害者では、現在、治療を受診している人が約9割となっており、入院経験のある人が約6割となっており、そのうち5割以上が3回以上入院を繰り返しており、地域ケアが重要となっています。

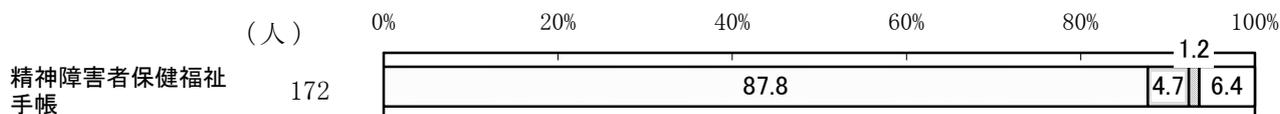
問 医療について困ったことがあれば、教えてください。(複数回答)

単位：%

区分	専門的な治療を行ってくれる医療機関が遠い	診療所や病院が遠い	往診や訪問看護をしてもらえない	通院時に付添いをしてくれる人がいない	医師に病気のことや薬のことを聞けない	医師から障害や病気について、きちんとした説明がない	待ち時間が長い	お金がかかる	その他	特に困ったことはない	無回答	有効回答者数(人)
身体障害者手帳	13.9	8.2	2.7	4.6	1.3	1.8	27.9	7.1	6.3	39.7	13.4	1147
療育手帳(愛の手帳など)	15.7	4.6	1.3	5.9	1.3	3.3	20.9	7.8	12.4	28.8	20.3	153
精神障害者保健福祉手帳	16.9	14.5	1.7	5.2	5.2	8.7	24.4	15.1	10.5	27.9	14.5	172

問 精神科、神経科、心療内科の医師による診察について教えてください。(単数回答)

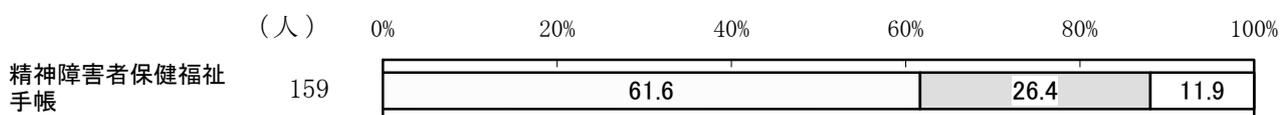
- 現在、精神科や神経科、心療内科を受診している
- 過去に、精神科や神経科、心療内科を受診したことがある
- 精神科や神経科、心療内科を受診したことはない
- 無回答



現在、または過去に精神科や神経科、心療内科を受診している方

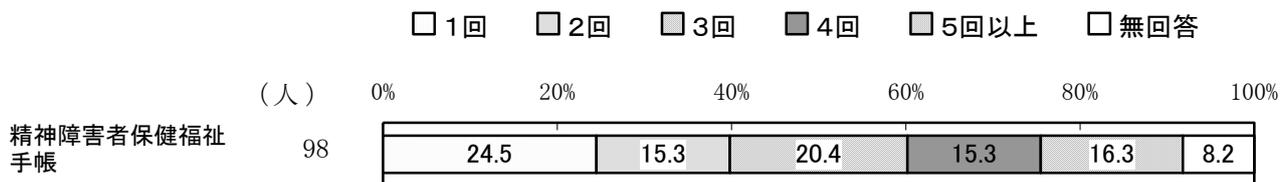
問 これまで、精神科や神経科、心療内科に入院したことはありますか。(単数回答)

- 入院したことがある
- 入院したことはない
- 無回答



「入院したことがある」と回答した方

①入院回数



3 生活の状況について

ひとり暮らしの人は、知的障害者ではわずかですが、身体障害者、精神障害者では約1割となっています。

ADLについてみると、全体に知的障害者では「ひとりでできる」の割合が低くなっています。知的障害者について項目別でみると、BADL（食事、排泄、入浴、身支度、屋内移動）では3割以下であり、IADL（食事の用意、買い物、金銭管理、通院、服薬）については大部分の項目で「ひとりでできる」という回答がみられず、家族などに対する介助負担の大きさがうかがわれます。

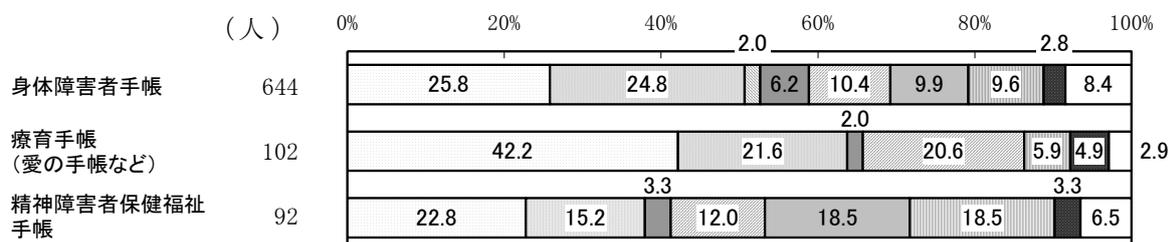
4 介助者について

主な介助者は、身体障害者では「夫または妻」が上位に挙がっていますが、知的障害者、精神障害者では「親」が上位であり、特に知的障害者では約6割が親となっています。そうした中で、主な介助者が一時的に援助できなくなった場合の対応については、知的障害者や精神障害者の重度者は「同居している他の家族・親族などに頼む」、「ショートステイ等の施設や病院などに一時的に入る」が上位に挙がっており、ショートステイ等の一時預かり施設の役割が高くなっています。

家族や知人の介助者がいる方

問 主な介助者が家族の場合で、万一急病、事故、出産などのため、一時的に援助などができなくなった場合、どうすることにしていますか。(単数回答)

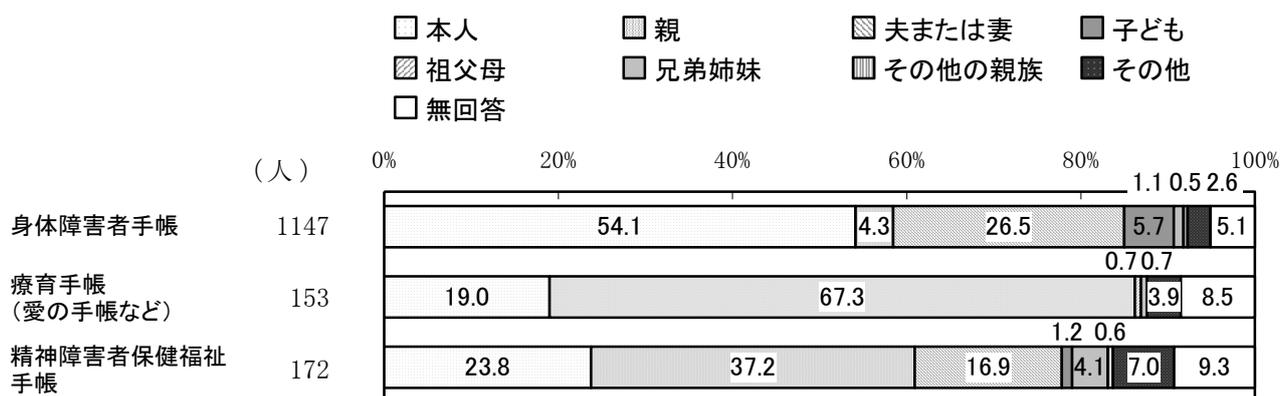
- 同居している他の家族・親族などに頼む
- 別居している他の家族・親族などに頼む
- 近所の人や知人・ボランティアなどに頼む
- ホームヘルパーに依頼する
- ショートステイ等の施設や病院などに一時的に入る
- 自分で対応する
- どのようにしてよいかわからない
- その他
- 無回答



5 暮らしについて

生計の中心については、身体障害者は生計の中心が「本人」である場合が多く、知的障害者、精神障害者は生計の中心が「親」である場合が多くなっています。生計の中心が「本人」である場合の収入種別は約6割が「老齢年金など」であり、「給与・賃金」、「障害者年金」は1割台に留まっています。

問 生活費は、どなたの収入が中心になっているか教えてください。(単数回答)



問 主に生活費を負担している方の収入について教えてください。(複数回答)

単位：%

区分	給与・賃金	事業収入	障害者年金	老齢年金など	障害者手当	生活保護	産収入など	財産収入(不動産収入など)	仕送り	その他	無回答	有効回答者数(人)
身体障害者手帳	16.7	4.3	10.3	62.9	5.0	1.0	7.7	0.6	9.5	5.8	1147	
療育手帳(愛の手帳など)	41.2	7.2	25.5	33.3	7.8	—	6.5	0.7	3.3	5.9	153	
精神障害者保健福祉手帳	29.1	3.5	27.3	43.0	4.7	6.4	3.5	1.2	8.1	5.2	172	

6 日中の過ごし方について

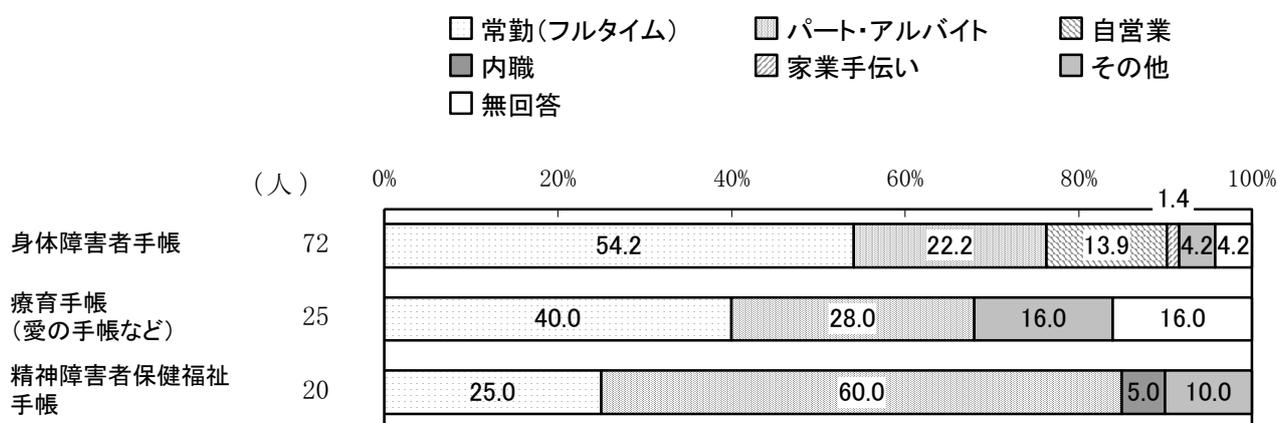
就労形態については、精神障害者では「パート・アルバイト」が6割であり、1か月の就労日数も約5割が15日以下となっており、常勤が困難であることがうかがわれます。

就学している人の今後の進路については、知的障害者では「進学したい」が上位に挙がっていますが、精神障害者では「自宅でできる仕事がしたい」が上位であり、コミュニケーションなどに問題がある場合の就労のあり方が課題となっています。

就労や就業に関する悩みや不満がある人は、知的障害者、精神障害者では3割を超えており、悩みや不満に対する相談支援の充実が求められていると考えられます。

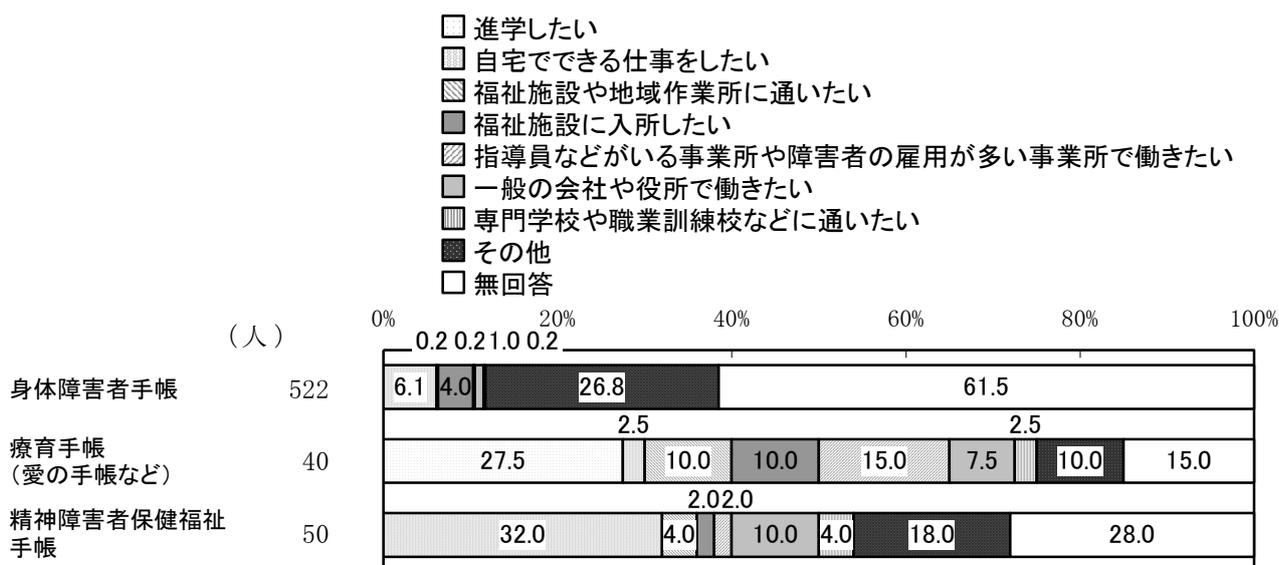
「企業や役所で働いている」「福祉事業所で働いている」と回答した方

問 どのような形態で働いているか教えてください。(単数回答)



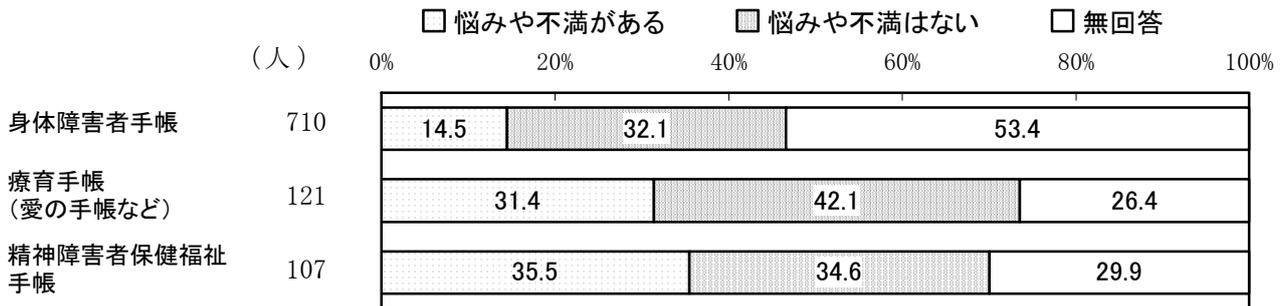
働いていない方

問 今後の進路について、教えてください。(単数回答)



日中自宅で過ごしていない方

問 日中の活動内容について、悩みや不満があれば教えてください。(単数回答)



7 外出について

外出頻度が年に数回、もしくは外出しない人は約1割となっており、外出が障害者の自立のための第1歩という観点からみると、外出支援の充実が必要と考えられます。

外出で困ることをみると、身体障害者では「道路などに段差がある」、「階段の上り下りエレベータ設備が少ない」、「休憩できるベンチなどが少ない」が上位に挙げられています。知的障害者では「コミュニケーションが取りにくいので困ったことを聞けない」が上位に挙げられており、加えて介助員について、約4割が「いつも必要」と考えられており、障害に対する理解の普及及び外出時の介助が求められていることがうかがわれます。精神障害者では「交通費などがかかる」が上位に挙がっています。

問 外出するときに、困ることがあれば教えてください。(複数回答)

単位：%

区分	歩道がせまい	道路などに段差がある	道路に放置自転車などの障害物が多い	交通機関の利用(乗り降り)が難しい	階段の上り下りが難しい(エレベータ設備が少ない)	わかりにくい	標識や案内表示が	手すりなどが無い	点字ブロックが不十分	視覚障害者用信号が少ない	信号がはやくかわるので、渡れない	利用できるトイレなど(多目的トイレなど)が少ない	障害者専用駐車場が少ない
身体障害者手帳	20.1	31.0	10.2	17.6	30.5	4.1	16.0	1.2	2.9	10.3	18.0	13.2	
療育手帳(愛の手帳など)	14.5	9.4	4.3	9.4	5.8	2.9	4.3	-	-	3.6	10.1	5.8	
精神障害者保健福祉手帳	12.5	6.9	4.2	4.2	6.3	4.2	2.1	0.7	-	4.2	11.1	2.8	

区分	休憩できるベンチなどが少ない	外出の介助者がいない	いっしょに行く仲間がいないので不安	コミュニケーションが取りにくいので、困ったことを聞けない	困ったときに周りの人が助けてくれない	交通費などがかかる	人目が気になる	その他	困ったことはない	無回答	有効回答者数(人)
身体障害者手帳	26.2	5.0	2.8	4.9	1.9	15.1	2.7	6.3	16.6	13.5	978
療育手帳(愛の手帳など)	4.3	5.1	7.2	37.0	6.5	18.1	12.3	7.2	14.5	17.4	138
精神障害者保健福祉手帳	14.6	4.2	12.5	9.7	4.2	31.9	19.4	6.3	25.0	11.8	144

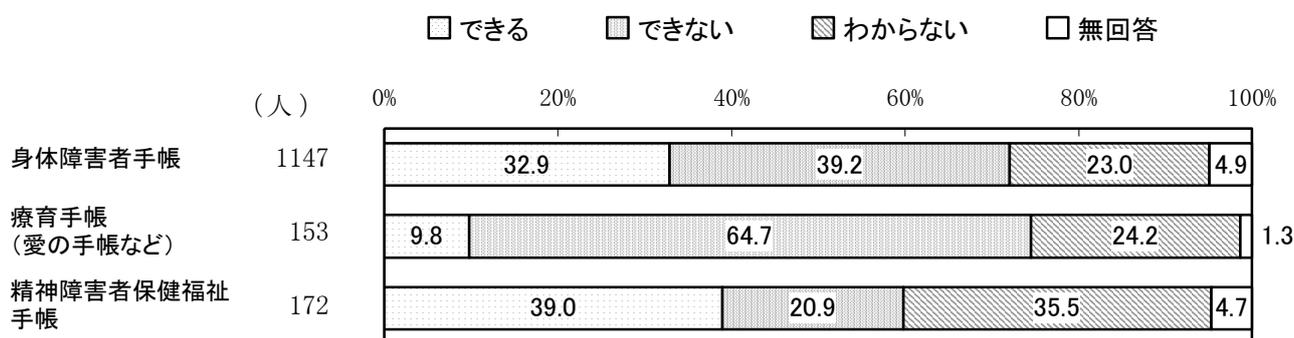
8 災害時について

災害時にひとりで避難できる人は、4割未満であり、特に知的障害者では1割を下回っています。

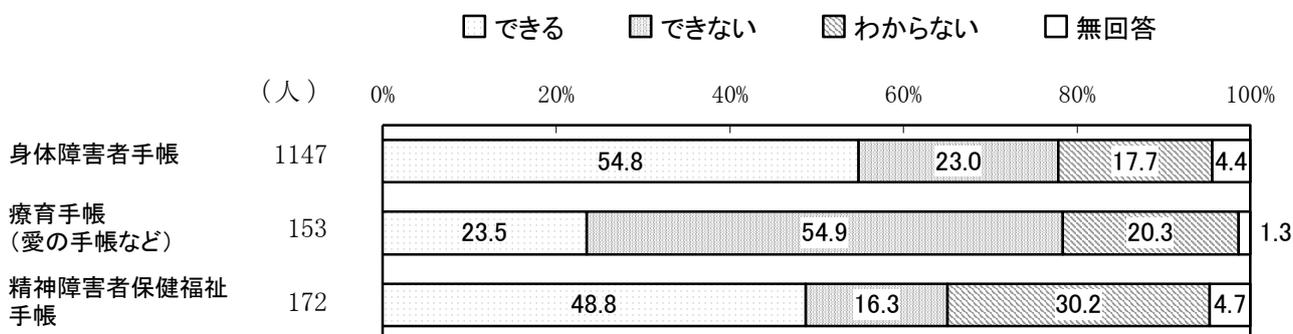
災害時にまわりの人とのコミュニケーションが図れる人は、身体障害者、精神障害者では、約5割ですが、知的障害者では3割を下回っており、避難場所での支援体制が求められます。

災害時要援護者支援台帳への登録状況は、知的障害者以外では1割を下回っており、知的障害者についても約2割となっています。

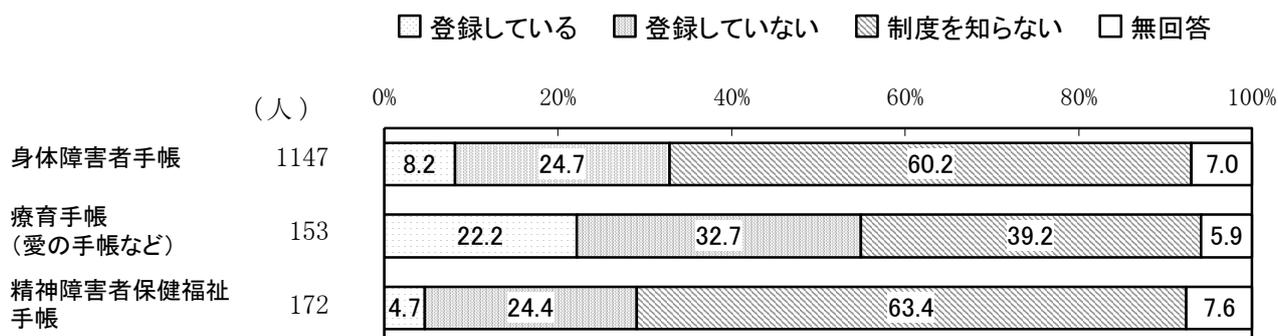
問 火事や地震などの災害時に、いつでもひとりで避難できますか。(単数回答)



問 火事や地震などの災害時に、まわりの人に知らせることができますか。(単数回答)



問 災害時における、災害時要援護者登録制度の登録について教えてください。(単数回答)

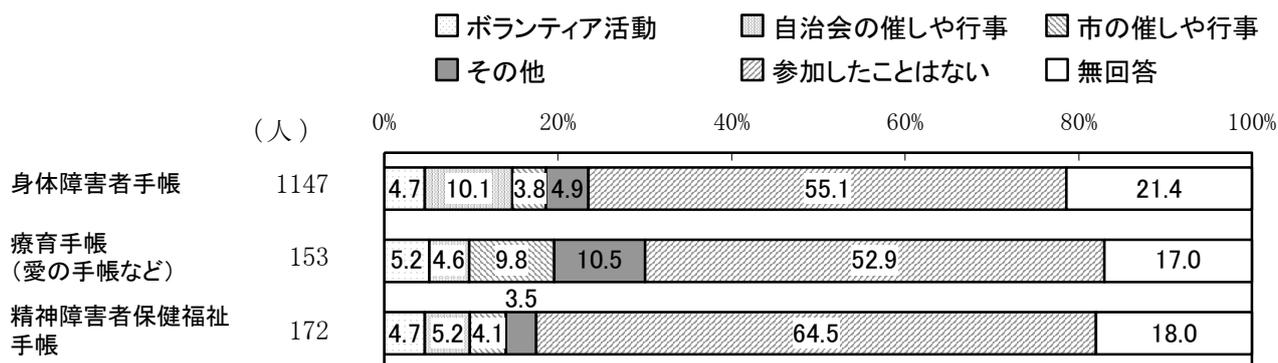


9 余暇活動について

仕事や地域作業所、学校などに行っていないときについて、「希望どおりに過ごせないときがある」という回答は、精神障害者では約3割となっており、余暇活動の支援が必要と考えられます。

地域活動への参加については、「参加したことはない」がすべての障害で5割を超えており、特に精神障害者では6割を上回っています。

問 主な、地域活動の参加について教えてください。(単数回答)



10 相談について

福祉サービス利用についての相談相手は「家族」が約4割となっており、家族で相談して、福祉サービスを選択していることがうかがわれます。家族以外では「行政（市役所や保健所など）の職員」が高い中で、精神障害者では、「診療所や病院の医師など」が3割を超え、医療機関と連携した相談体制が求められていることがうかがわれます。

問 福祉サービスの利用について、相談している人について教えてください。(複数回答)

単位：%

区分	家族	親族	業所 相談 支援 事	行政 (市役所 や保健所 など) の職員	議 社 会 の 職 員	談 員 障 害 福 祉 相	童 民 生 委 員 児	ど 院 の 医 師 な 病	の 地 域 福 祉 施 設 や 作 業 所	福 祉 施 設 や 作 業 所
身体障害者手帳	40.2	9.0	5.8	16.6	4.5	3.7	2.4	10.1	6.3	
療育手帳 (愛の手帳など)	39.9	6.5	3.3	22.9	0.7	5.2	—	3.9	37.9	
精神障害者保健福祉手帳	40.7	7.6	3.5	27.9	0.6	9.3	1.7	31.4	19.2	

区分	障 害 者 団 体	ホ ー ム へ	友 人 ・ 知 人	職 場 ・ 学 校 の 人	誰 に も 相 談 し な い	い 必 要 が す な る 相 談	そ の 他	無 回 答	有 効 回 答 者 (人)
身体障害者手帳	1.9	7.2	9.2	0.2	7.1	9.7	8.1	10.9	1147
療育手帳 (愛の手帳など)	5.9	1.3	13.1	6.5	5.2	4.6	3.3	7.8	153
精神障害者保健福祉手帳	2.9	5.8	11.6	1.7	7.0	2.3	12.2	6.4	172

11 福祉に関する情報について

福祉に関する情報源は、「市の広報やガイド」が5割を超えており、情報誌などの充実が求められています。

問 福祉に関する情報について、どこから情報を得ているか教えてください。(複数回答)

単位：％

区分	市の広報やガイド	県の広報	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	インターネット	家族や友人	市役所	保健所	児童相談所
鎌倉地域	50.9	15.2	21.1	16.1	5.7	17.2	25.6	0.4	0.4
腰越地域	57.8	18.9	26.7	20.9	7.8	21.4	20.4	—	—
深沢地域	56.0	19.5	21.6	15.2	5.3	23.8	25.9	1.8	0.4
大船地域	62.8	21.7	23.0	19.4	8.1	23.0	25.6	1.3	0.3
玉縄地域	61.8	19.1	19.7	18.5	6.2	17.4	21.3	1.7	0.6

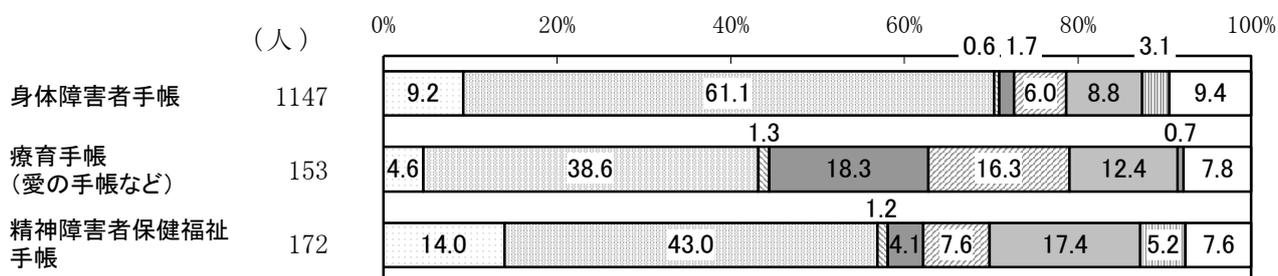
区分	社会福祉協議会	学校	職場	福祉施設や地域 作業所	病院などの医療機関	障害者団体など	その他	無回答	有効回答者数(人)
鎌倉地域	7.5	0.9	0.4	10.4	24.0	3.3	5.7	11.0	454
腰越地域	4.4	0.5	0.0	13.6	20.4	6.3	4.9	8.3	206
深沢地域	7.1	1.1	1.4	11.3	20.6	7.1	4.3	9.9	282
大船地域	2.6	0.6	0.3	12.0	22.0	8.7	3.2	5.2	309
玉縄地域	5.1	1.7	1.7	10.1	13.5	6.2	8.4	9.0	178

12 これから望むことについて

これからの生活については、「家族と暮らしたい」が上位に挙がっていますが、知的障害者では「グループホームやケアホームで暮らしたい」、「入所施設で暮らしたい」が約2割となっており、これからの不安についても、「親などがいなくなること」が上位に挙がっていることから、親なき後について、施設への依存度が高いことがうかがわれます。

問 今後どのように生活したいですか。(単数回答)

- ひとりで暮らしたい
- 友人や知人と暮らしたい
- 入所施設などで暮らしたい
- その他
- 家族と暮らしたい
- グループホームやケアホームで暮らしたい
- わからない
- 無回答



問 これからのことについて、どのような不安があるか教えてください。(複数回答)

単位：%

区分	身体のこと	場所 住宅・生活の	生活費	介助者	仕事	路 学校生活・進	日常生活
身体障害者手帳	64.3	10.2	25.2	22.4	4.6	—	20.2
療育手帳 (愛の手帳など)	17.6	26.1	35.9	20.9	15.7	11.1	26.1
精神障害者保健福祉手帳	35.5	30.2	52.9	20.3	30.8	—	27.9

区分	結婚や育児	老後	親などがいなくなること	その他	特にない	無回答	有効回答者数 (人)
身体障害者手帳	0.8	35.4	5.7	4.2	9.1	6.9	1147
療育手帳 (愛の手帳など)	4.6	32.0	74.5	4.6	7.2	4.6	153
精神障害者保健福祉手帳	13.4	48.8	44.2	8.7	5.2	7.6	172

13 福祉サービスについて

福祉サービスの利用状況については、すべての障害において「福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券・福祉有償運送料金助成券」、「鎌倉市障害者福祉手当」の利用率が高い中で、身体障害者では「ホームヘルプサービス」が上位に挙がっており、利用意向についても同様となっています。知的障害者では、「短期入所」、「移動支援事業」が利用率、利用意向ともに上位に挙がっています。精神障害者では、「ハローワークの職業相談」、「ホームヘルプサービス」が利用率、利用意向ともに上位に挙がっています。

福祉サービスに関する鎌倉市の取組みに対しては、身体障害者では「成年後見制度や権利擁護事業（成年後見制度利用支援事業など）」、「障害児の保育や教育（あおぞら園、特別支援学級など）」、「手話通訳や要約筆記等コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記者の派遣）」の充実要望が高くなっています。知的障害者では、「地域で生活するための場所の整備（グループホーム、ケアホームなど）」、「障害者の家族や保護者など、介護者への支援（短期入所など）」、「障害者雇用と働く場の充実（就労移行支援や、ハローワークの職業相談など）」の充実要望が高くなっています。精神障害者では、「障害者雇用と働く場の充実（就労移行支援や、ハローワークの職業相談など）」、医療、保健サービス事業（医療費の助成や訪問歯科検診など）の充実要望が高くなっています。

訪問入浴サービス	介護保険を利用していない全身性の身体障害者の方に、移動入浴車を派遣します
手話・要約筆記通訳者の派遣	聴覚・音声・言語機能に障害のある方のコミュニケーションを支援します
住宅改造の補助	重度の身体障害者等の方で、既存住宅の改造が必要な場合、市が工事費を補助します
鎌倉市障害者福祉手当	在宅の中・重度の障害者の方へ、支給します
福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券・福祉有償運送料金助成券	在宅の身体障害者手帳1・2級の方に券を交付します
訪問指導	保健師の訪問による食事や健康管理などの相談支援を行います
ハローワークの職業相談	就労先の紹介や就労についての相談・支援を行います
ボランティアの援助	必要に応じ、社会福祉協議会でボランティアを募り、援助します
ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが、必要な家事の援助や身体の介護を行います
生活介護	食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援や、軽作業等の生活活動を提供するサービス
施設入所支援	日々の生活を、施設で過ごすサービス
短期入所	介護者が不在等のため、障害者施設で宿泊を伴うサービスを一時的に利用すること
ケアホーム・グループホーム	共同住宅において、世話人や支援員等と一緒に生活するサービス
就労移行支援・就労継続支援	一般就労に向けて、知識や能力を身につけたり、企業へ実習等を行なうサービス
移動支援事業	視覚障害者や重度の障害者など、一人で外出が困難な方に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動介護を行うサービス
児童デイサービス	障害がある子どもたちに対し、集団生活の適応訓練や、日常生活の指導を行うサービス
障害児放課後余暇支援事業	のんびりスペース大船と障害児活動支援センターで、障害児等に余暇活動の場を提供します

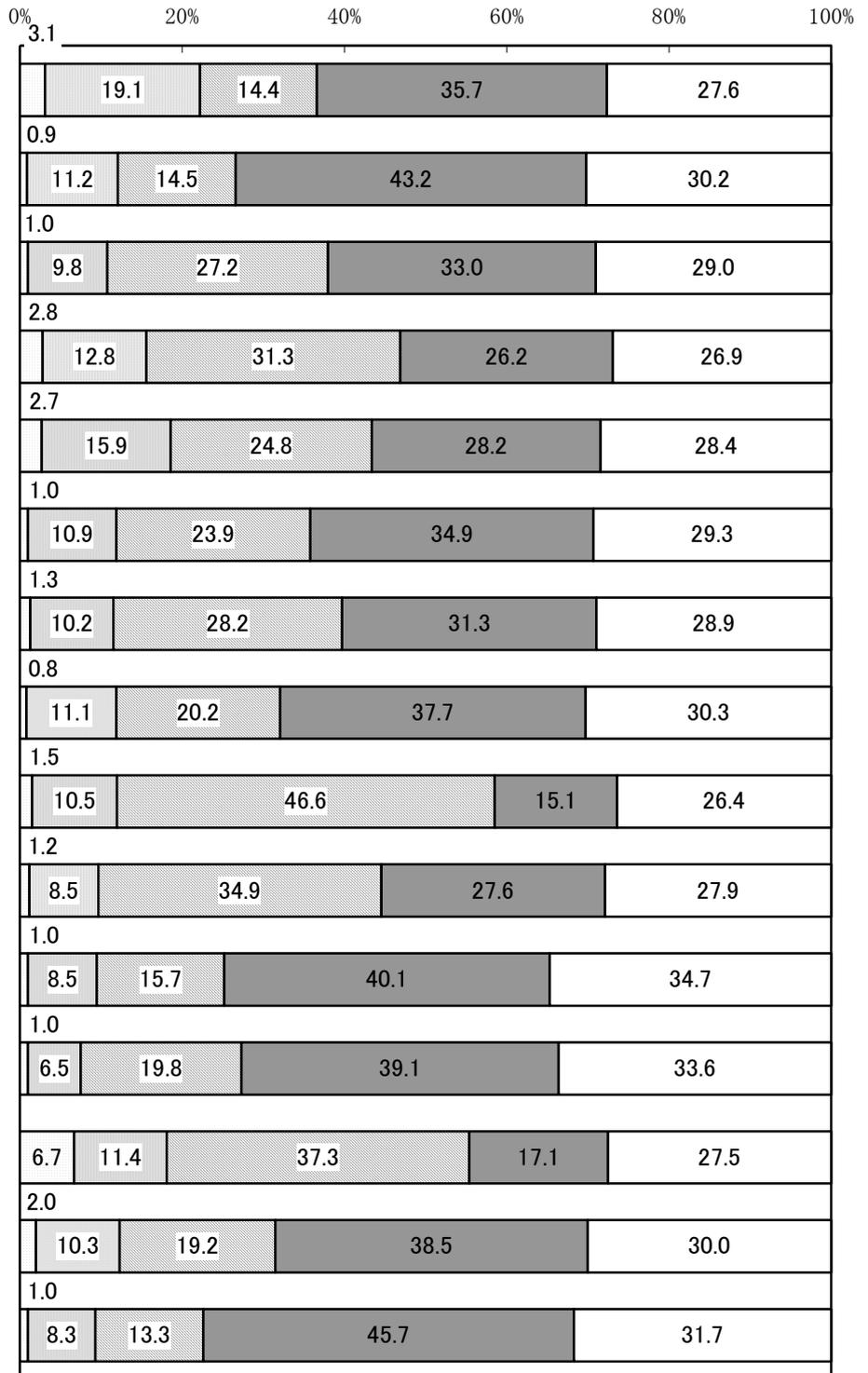
問 福祉サービスに関する鎌倉市の取組みについて、その満足度を教えてください。
(単数回答)

【身体障害者手帳】

(1147人)

□ 満足 □ 普通 □ 充実してほしい □ わからない □ 無回答

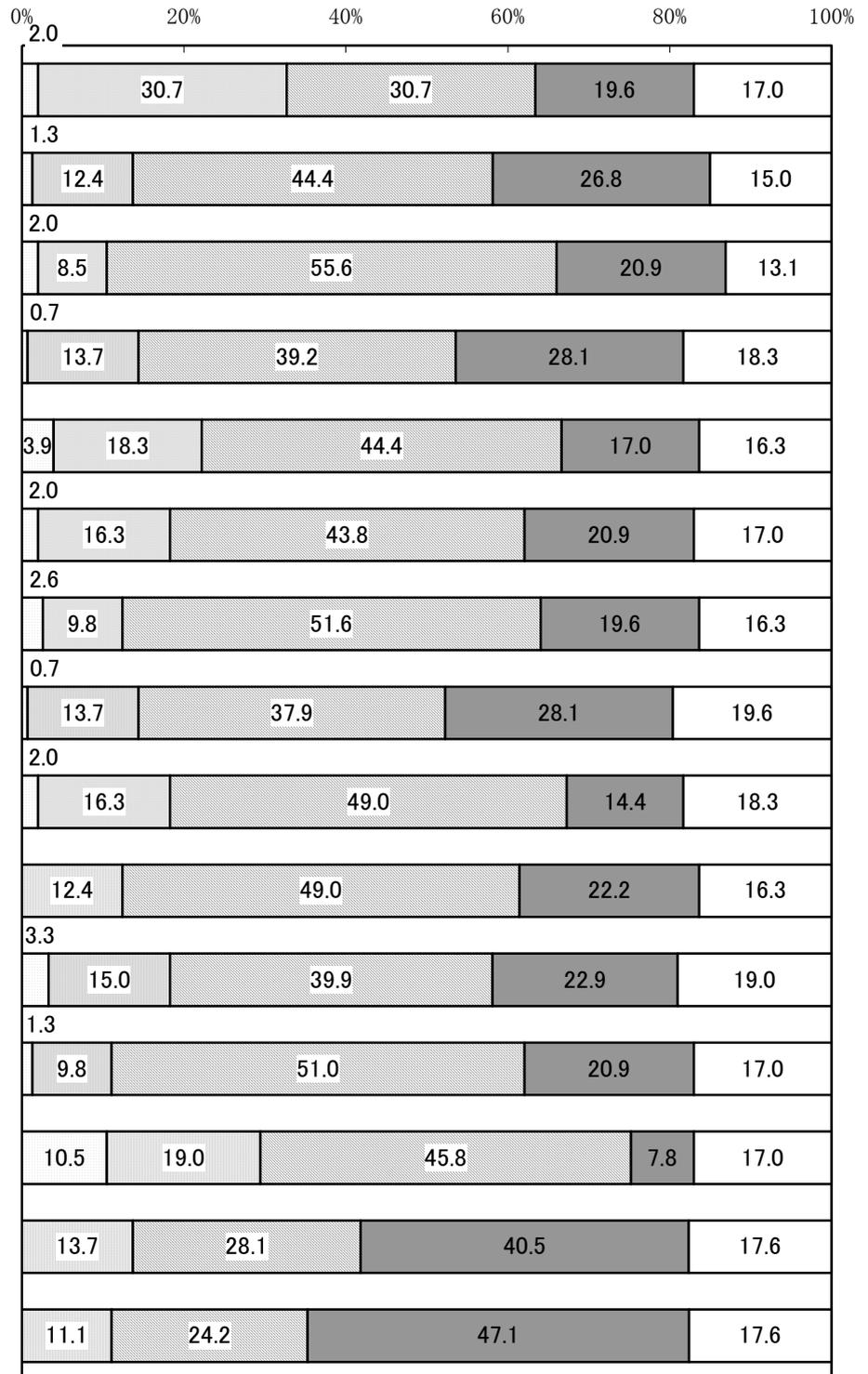
- ①障害者への理解の普及・啓発事業(手話講習会、福祉まつりなど)
- ②成年後見制度や権利擁護事業(成年後見制度利用支援事業など)
- ③地域で生活するための場所の整備(グループホーム、ケアホームなど)
- ④在宅生活を送るためのサービス(ホームヘルプサービスや生活介護など)
- ⑤相談場所や相談支援機関(相談支援事業、障害福祉相談員など)
- ⑥余暇活動や外出時の移動支援サービス(移動支援事業など)
- ⑦障害者の家族や保護者など、介護者への支援(短期入所など)
- ⑧ボランティア活動の支援(ボランティア団体への支援など)
- ⑨バリアフリーのまちづくり(住宅改修の補助、エスカレーターやエレベーターの設置など)
- ⑩災害・緊急時対策(災害時要援護者登録制度など)
- ⑪障害児の保育や教育(あおぞら園、特別支援学級など)
- ⑫障害者雇用と働く場の充実(就労移行支援や、ハローワークの職業相談など)
- ⑬医療、保健サービス事業(医療費の助成や訪問歯科検診など)
- ⑭わかりやすい情報提供(点字図書や録音図書の貸出など)
- ⑮手話通訳や要約筆記等コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記者の派遣)



【療育手帳（愛の手帳など）】

□ 満足 □ 普通 □ 充実してほしい □ わからない □ 無回答

(153 人)



【精神障害者保健福祉手帳】

(172 人)

①障害者への理解の普及・啓発事業(手話講習会、福祉まつりなど)

②成年後見制度や権利擁護事業(成年後見制度利用支援事業など)

③地域で生活するための場所の整備(グループホーム、ケアホームなど)

④在宅生活を送るためのサービス(ホームヘルプサービスや生活介護など)

⑤相談場所や相談支援機関(相談支援事業、障害福祉相談員など)

⑥余暇活動や外出時の移動支援サービス(移動支援事業など)

⑦障害者の家族や保護者など、介護者への支援(短期入所など)

⑧ボランティア活動の支援(ボランティア団体への支援など)

⑨バリアフリーのまちづくり(住宅改修の補助、エスカレーターやエレベーターの設置など)

⑩災害・緊急時対策(災害時要援護者登録制度など)

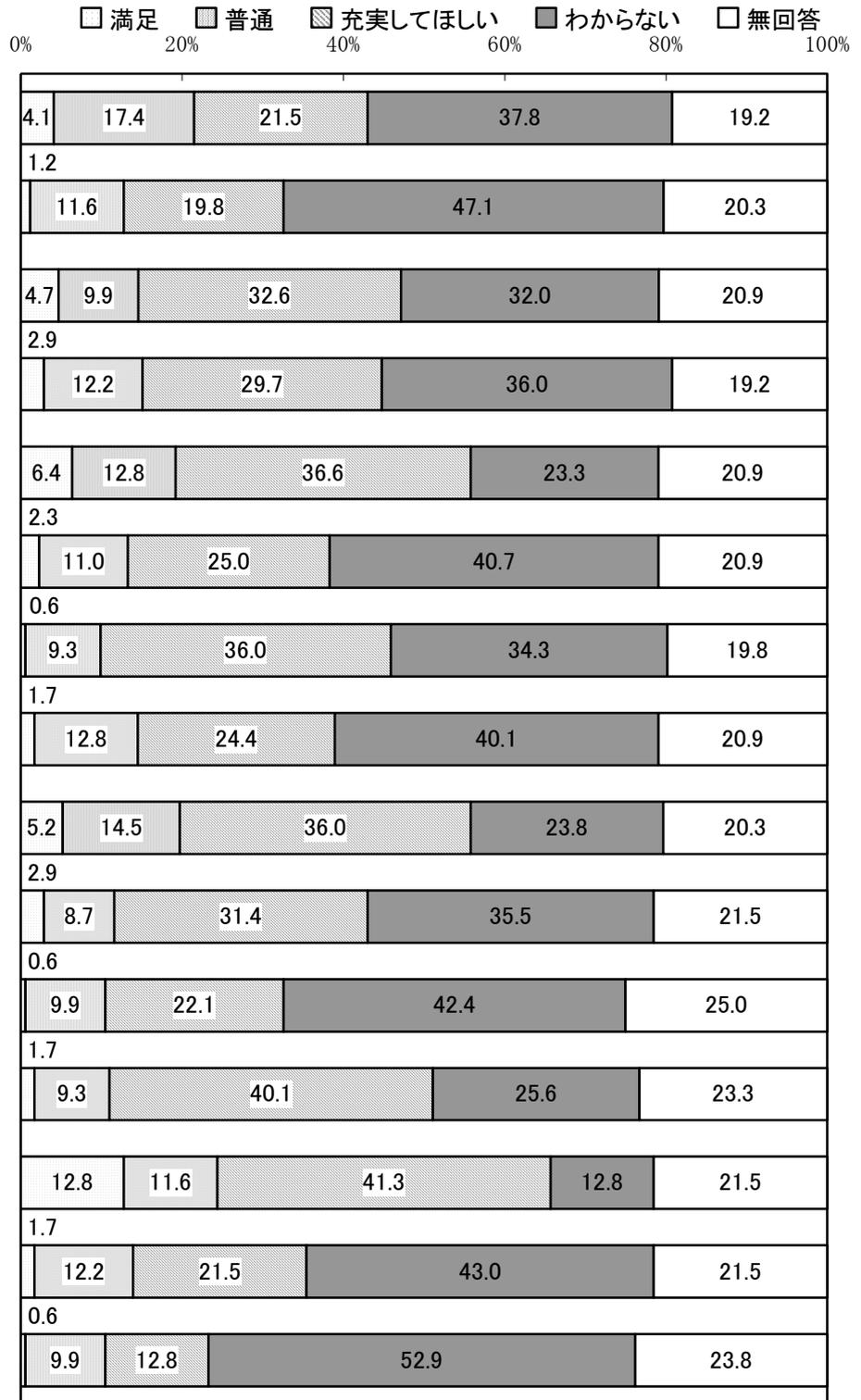
⑪障害児の保育や教育(あおぞら園、特別支援学級など)

⑫障害者雇用と働く場の充実(就労移行支援や、ハローワークの職業相談など)

⑬医療、保健サービス事業(医療費の助成や訪問歯科検診など)

⑭わかりやすい情報提供(点字図書や録音図書の貸出など)

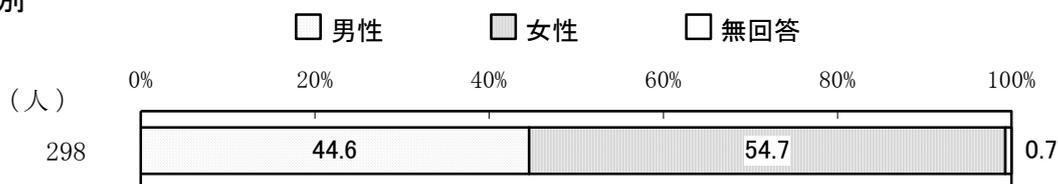
⑮手話通訳や要約筆記等コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記者の派遣)



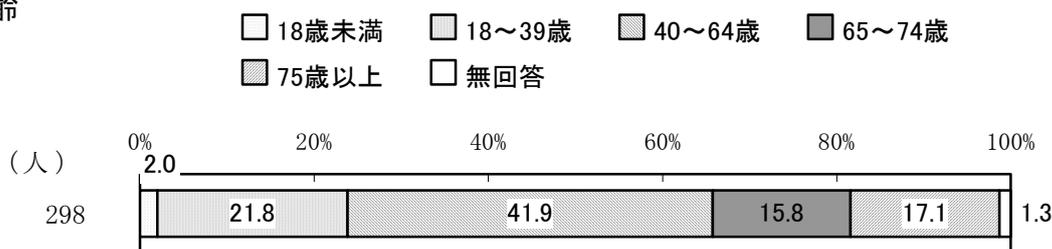
II 一般調査結果

1 回答者の属性

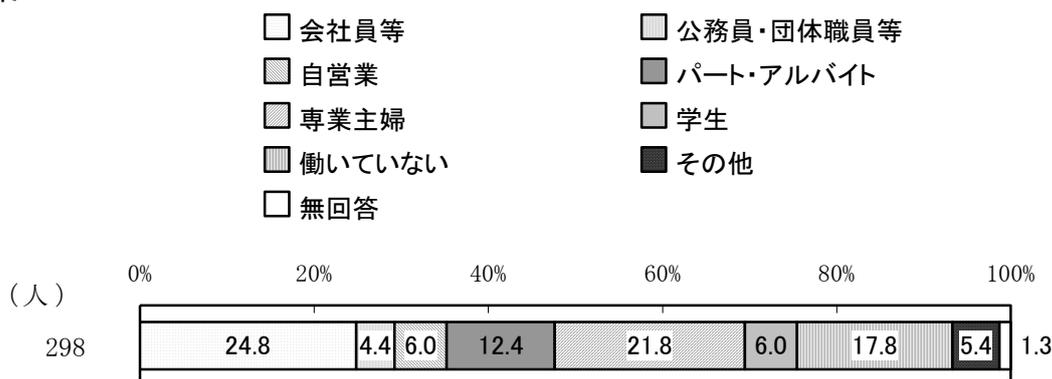
①性別



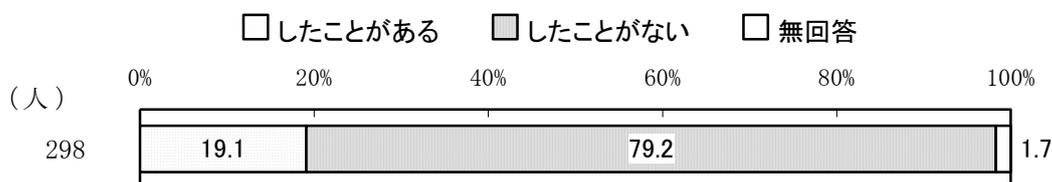
②年齢



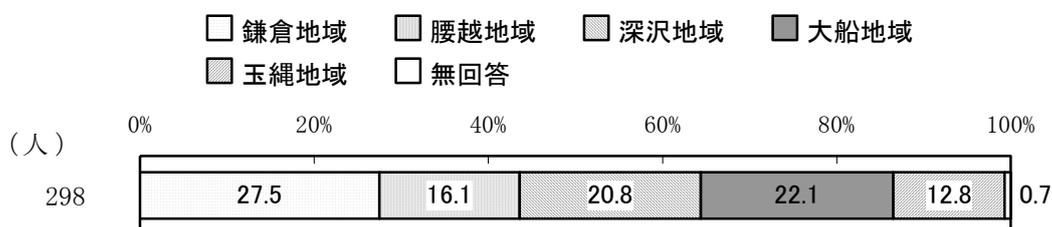
③職業



問 医療・介護・福祉に関わる仕事、または勉強をしたことがありますか。(単数回答)



問 お住まいの地域を教えてください。(単数回答)

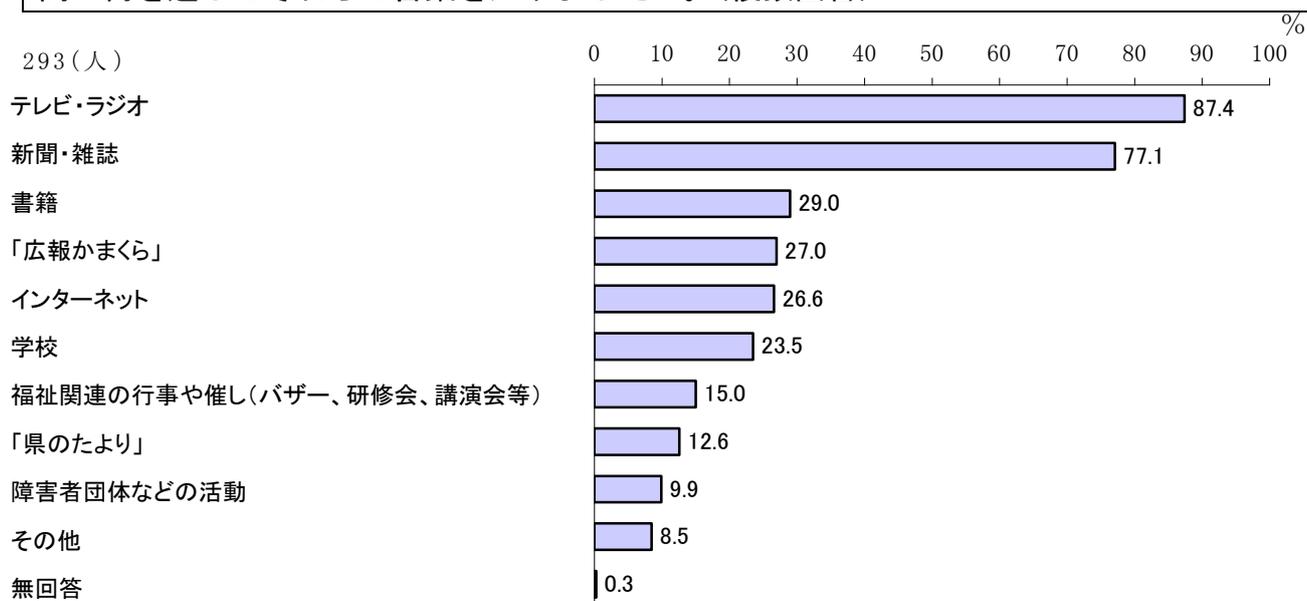


2 障害者福祉について

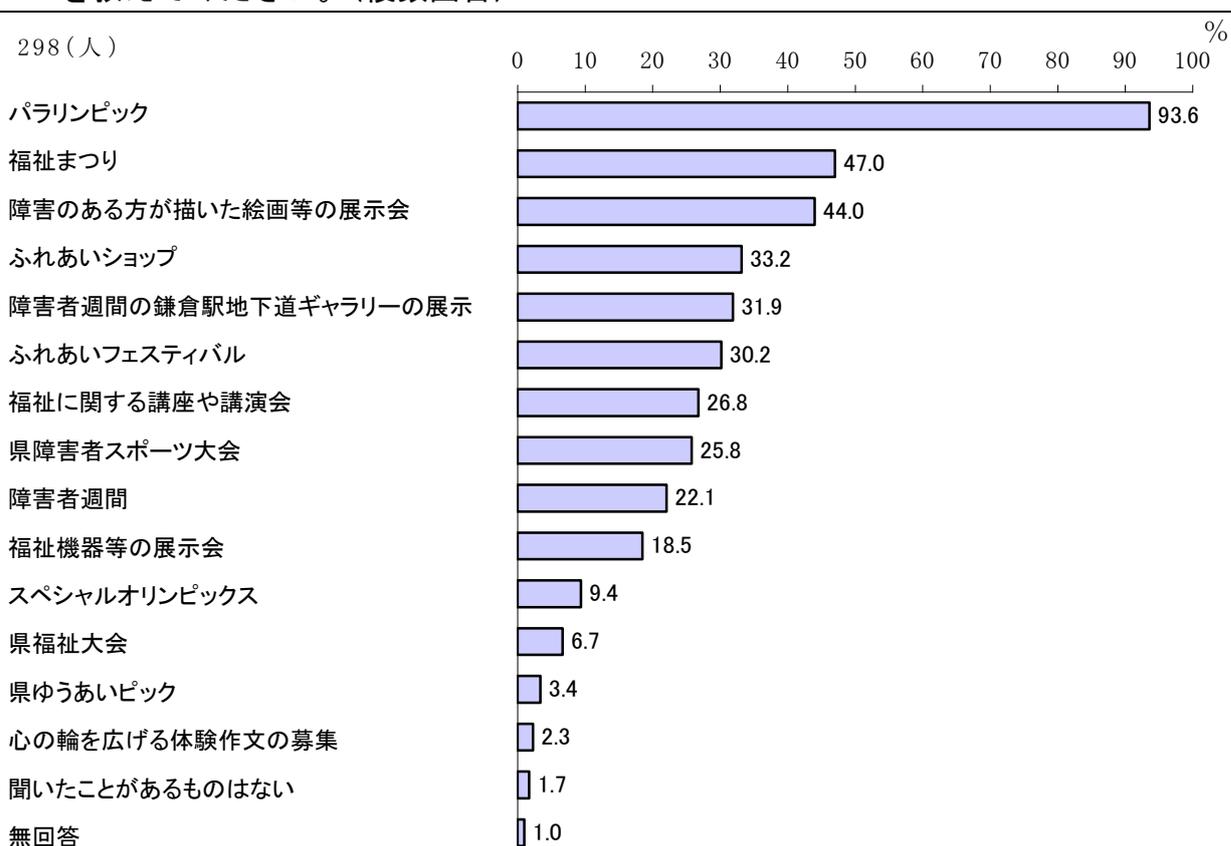
障害福祉に関する言葉を知った媒体については、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」が主であり、「広報かまくら」などから知った人は3割未満となっています。こうしたことから、マスメディアを活用した普及啓発が効果的である、と考えられます。

障害福祉に関する行事や催しについては、「パラリンピック」については9割を超える周知度ですが、他の行事や催しの周知度は5割を下回っており、一層の周知活動が必要と考えられます。

問 何を通じてそれらの言葉を知りましたか。(複数回答)



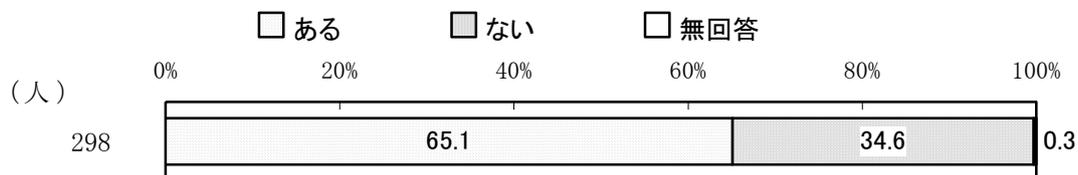
問 次にあげる障害者福祉に関する行事や催しのうち、あなたが聞いたことがあるものを教えてください。(複数回答)



3 障害者との関わりについて

障害者に接したことがある人は約3分の2であり、ノーマライゼーションの考え方の普及の観点からも幅広い障害者との交流機会の提供が求められます。

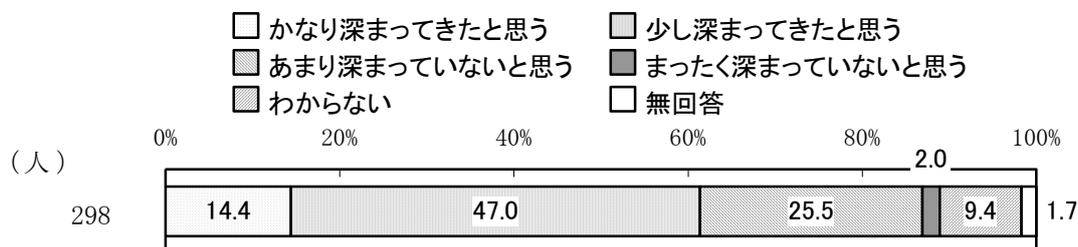
問 今までに、障害者に接したことはありますか。(単数回答)



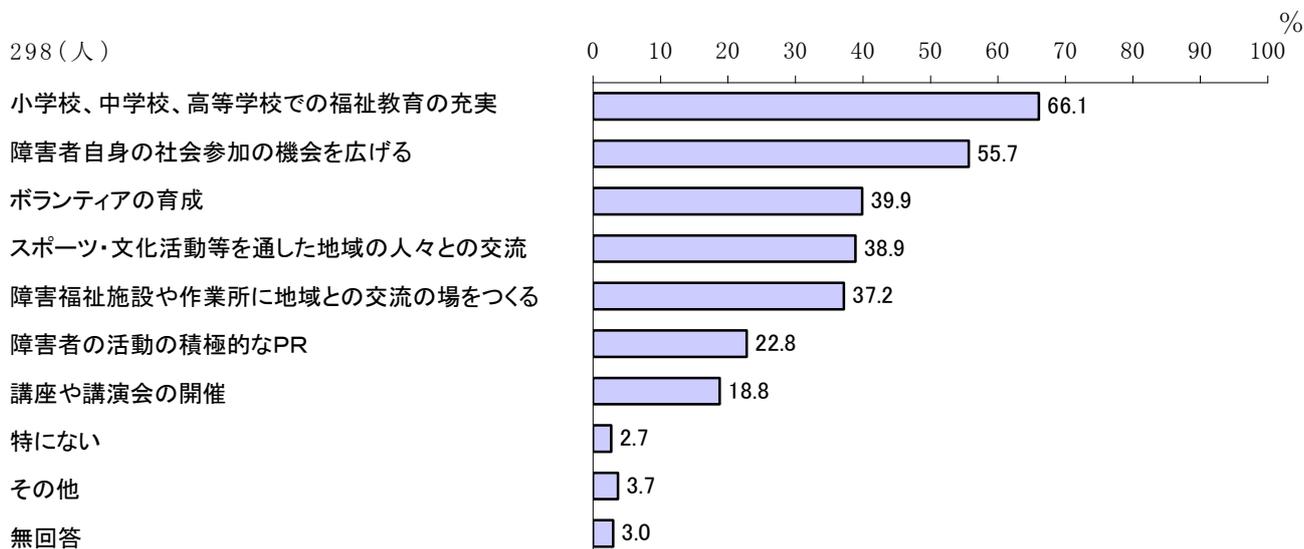
4 障害者への理解について

障害者への社会の理解が深まってきたと思う人は約6割となっており、社会全体にノーマライゼーションの考え方が浸透してきたことがうかがわれます。今後、一層、理解を深めるために力を入れるべきことについては、「小学校、中学校、高等学校での福祉教育の充実」が上位に挙げられており、子どもたちからの教育が重要であるとの認識がうかがわれます。

問 21 障害者への社会の理解は深まってきていると思いますか。(単数回答)



問 22 障害者への理解を深めるために、社会全体が力を入れるべきことは何だと思えますか。(複数回答)

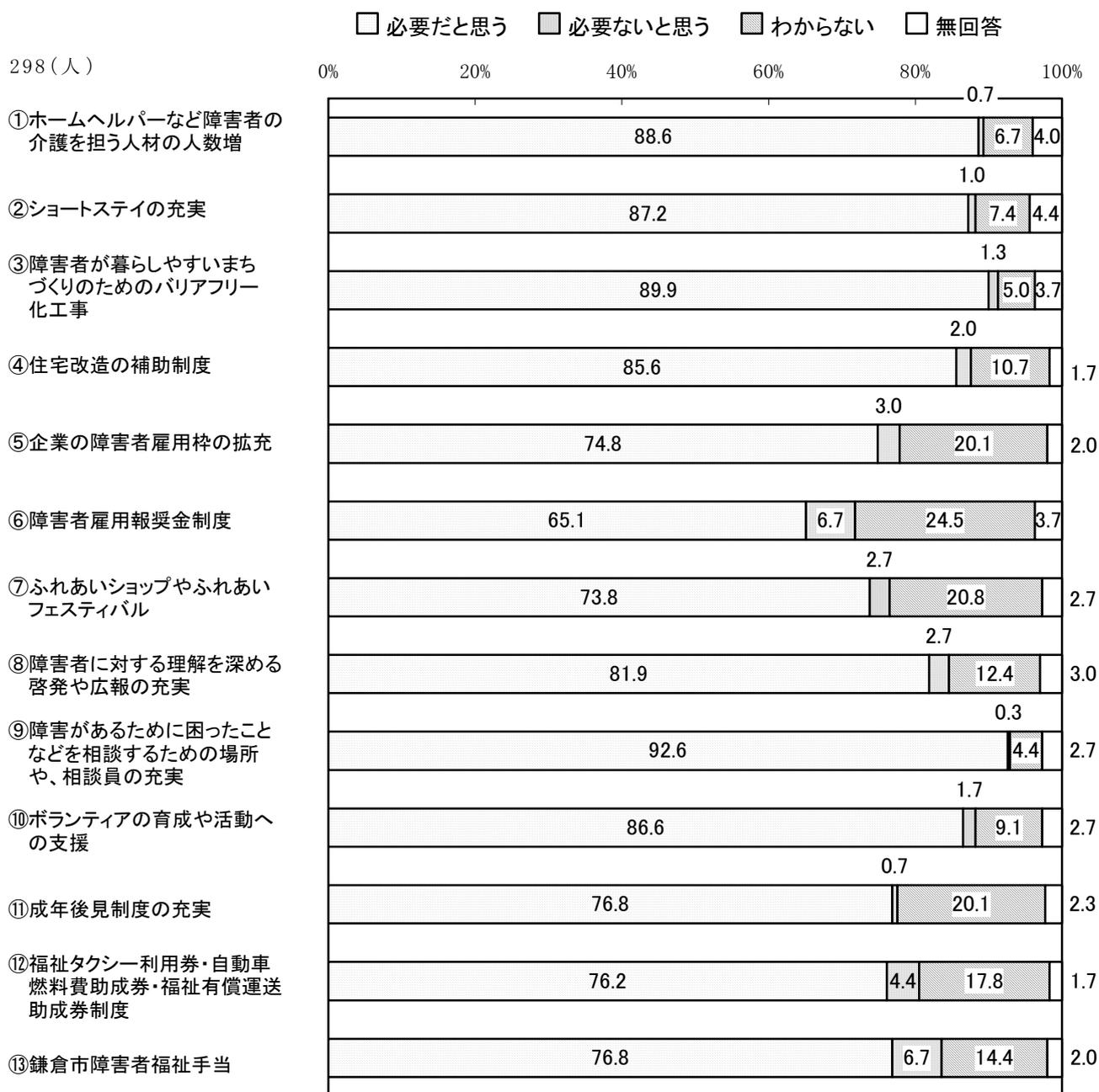


5 障害者施策について

障害者施策の必要性に対する意識をみると、全体に必要性の認識は持たれていることがうかがわれますが、「障害者雇用報奨金制度」については、必要性の認識が低いことがうかがわれ、制度の必要性の周知が必要と考えられます。

また、医療・介護・福祉に関わる仕事、勉強の状況別でみると、「ふれあいショップやふれあいフェスティバル」や「成年後見制度の充実」については、医療・介護・福祉に関わる仕事、勉強をしたことのある人とない人の差が大きく、制度の周知が不足していることがうかがわれます。

問 今後、障害者が地域で生活していくために必要だと思うことについて、次の項目のうち、今後の必要性について教えてください。(単数回答)



障害者福祉に関するアンケート調査結果報告書
～ 概要版 ～

発行日：平成23年3月

発行：鎌倉市

編集：鎌倉市 健康福祉部 障害者福祉課

鎌倉市御成町 18-10

TEL：0467-61-3975

Fax：0467-25-1443

資料編－５

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）に基づき障害者に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進に関する事項
- (2) 障害者福祉計画の改定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、関係団体等の推薦者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて、委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を若干人置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日（平成19年12月28日）から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

付 則

(施行期日等)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

障害者福祉計画推進委員会委員名簿

役 職 名		氏 名
	社団法人鎌倉市歯科医師会理事	うじいえ ひろし 氏家 博
委員 長	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科助教	きしかわ まなぶ 岸川 学
	鎌倉市社会福祉協議会地域福祉支援室担当係長	こうの まさたか 河野 匡孝
	よこすか障害者就業・生活支援センター主査	ごとう ゆきお 後藤 由紀夫
	鎌倉市社会福祉協議会施設部会(鎌倉清和施設長)	さとみ ひとし 里見 仁志
	鎌倉市自立支援協議会会長 (鎌倉市社会福祉協議会事務局長)	しまぎき しんいち 島崎 伸一
副委 員長	鎌倉市社会福祉協議会団体部会 (鎌倉市身体障害者福祉協会会長)	すずき てるゆき 鈴木 輝行
	社団法人鎌倉市医師会理事	とよた さとる 豊田 悟
	鎌倉市障害者地域作業所連絡会会長(虹の子作業所所長)	なかがわ ちえこ 中川 千恵子
	鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会代表	ながの れいこ 永野 玲子
	鎌倉保健福祉事務所保健福祉課副主幹	もりた てつじ 森田 哲司
	神奈川県立鎌倉養護学校総括教諭	よしみず ひとし 吉水 仁

(50音順・敬称略)

資料編一六

鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という）に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市障害者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 健康福祉部長
- (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
- (3) 委員 健康福祉部および子どもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長

2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会長及び部会員は、議長が指名する。

3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。

4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成19年12月28日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成20年4月1日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成21年4月1日）から施行する。

鎌倉市の障害児者福祉施設

(平成24年4月1日現在)

施設区分	施設名	障害区分	所在地	電話・FAX	運営主体	箇所数	
相談支援	とらいむ	共通	由比ガ浜2-2-40 KFビル4階	61-3205 61-3207 (FAX)	(NPO) 地域生活サポートまいんど	4	
	キャロットサポートセンター		由比ガ浜2-9-62 フォーラム301	23-5235 (FAX兼用)	(NPO) e-ライフサポート		
	ラファエル会 地域支援室		大船1175 小坂ビル1F	55-8878 47-2727 (FAX)	(社福) ラファエル会		
	あさひ訪問看護 介護ステーション		大船2-1-3 ミサオビル2F	43-6688 43-6675 (FAX)	あさひ健康福祉サービス㈱		
地域活動支援センター	I型	キャロットサポートセンター	知的	由比ガ浜2-9-62 フォーラム301	23-5235 (FAX兼用)	(NPO) e-ライフサポート	2
		とらいむ	精神	由比ガ浜2-11-18	61-3205 61-3207 (FAX)	(NPO) 地域生活サポートまいんど	
	II型	虹の子作業所	知的	常盤10-10	43-5600 (FAX兼用)	(NPO)R・WORKSHOP	1
		III型	ぶどうの木	知的	梶原1-1-12	47-0661 (FAX兼用)	(NPO) ぶどうの木
	サンタ・ハウス		御成町3-10		23-6525 (FAX兼用)	(NPO) Be-Oneself	
	麦の穂		精神	大町5-12-21	25-2567 (FAX兼用)	(社福) 麦の里	
	倶楽部「道」			扇ガ谷1-7-7今小路荘	23-8772 33-5505 (FAX)	(NPO) 道	
	スローライフ		身体	腰越4-9-8	32-0737 (FAX兼用)	(NPO) スローライフ	
	ひがし			腰越2-6-24	32-8577 (FAX兼用)	(NPO) ひがし	
	よあけ			常盤98	33-3030 33-3021 (FAX)	(NPO) よあけ	
ひかり作業所	台3-2-7			81-4802 (FAX兼用)	(NPO) ひかり		
就労移行支援	工房ひしめき	知的	鎌倉山2-8-34	33-0882 33-0765 (FAX)	(社福) ほしづきの里	3	
	ラビー		材木座6-5-26	22-1188 22-1591 (FAX)	㈱ラビー		
	かまくらねくすと	精神	由比ガ浜2-2-40 KFビル4階	61-3205 61-3207 (FAX)	(NPO) 地域生活サポートまいんど		
就労継続支援	A型	ワーカービー	知的	由比ガ浜2-9-53 マゼハイム2階	23-2374 (FAX兼用)	(NPO) e-ライフサポート	4
		ピースウェーブ	精神	御成町3-10	33-4042 (FAX兼用)	(NPO) Be-Oneself	
		かまくらふれんず カフェふれんず (サテライト)		御成町2-5 今泉2-10-1	24-1116 23-5420 (FAX)	(NPO) 地域生活サポートまいんど	
		ジャックと豆の木		由比ガ浜2-4-39	24-6202 (FAX兼用)		
	B型	工房ひしめき	知的	鎌倉山2-8-34	33-0882 33-0765 (FAX)	(社福) ほしづきの里	10
		鎌倉薫風学園 (ら・くれあ)		関谷1351	47-9358 47-9359 (FAX)	(社福) ラファエル会	
		鎌倉はまなみ	精神	由比ガ浜2-3-11	24-5873 24-5907 (FAX)	(社福) 清和会	
		青い麦の家		大町5-2-11	23-0026 (FAX兼用)	(社福) 麦の里	
		Work shop レスカル		小袋谷2-14-10	46-9335 (FAX兼用)	(NPO) ゆうほ	
		café茶るら (第2レスカル)		大船2-20-38	47-1975 (FAX兼用)		
		れざみ		御成町7-11	23-9817 (FAX兼用)	(NPO) 地域生活サポートまいんど	
		道工房		小町2-6-39	23-8772 33-5505 (FAX)	(NPO) 道	
		もっこす		大船2-24-11	44-1841 (FAX兼用)	(NPO) 響	
アトリエそらのいろ	知的 精神	由比ガ浜1-2-5	22-5400 (FAX兼用)	(NPO) アートスタジオ かまぐらの森			
自立訓練 (生活訓練)	すべーす・ゆう	精神	岡本2-1-10 プロシードビル2F	48-0004 (FAX兼用)	(NPO) ゆうほ	1	

施設区分	施設名	障害区分	所在地	電話・FAX	運営主体	箇所数
生活介護	小さき花の園 デイサービスセンター	身体	腰越1-2-1	31-9424 32-5841 (FAX)	(社福) 聖テレジア会	6
	鎌倉薫風学園 (そら・飛行船)	知的	関谷1351	47-9358 47-9359 (FAX)	(社福) ラファエル会	
	日日クラブ		鎌倉山2-8-34	33-0882 33-0765 (FAX)	(社福) ほしづきの里	
	鎌倉清和		植木18	46-4891 43-6541 (FAX)	(社福) 清和会	
	鎌倉由比		坂ノ下33-3	24-1154 24-1385 (FAX)		
	鎌倉はまなみ		由比ガ浜2-3-11	24-5873 24-5907 (FAX)		
施設入所支援 生活介護	鎌倉清和園	知的	関谷753	46-8700 46-4830 (FAX)		1
グループホーム ケアホーム	第一清和ホーム	知的	佐助1-5-18	46-4891	(社福) 清和会	14
	第二清和ホーム		長谷5-6-10			
	第三清和ホーム		材木座6-6-27			
	明星	関谷405-1	43-1541 (FAX兼用)	(社福) ラファエル会		
	新星	玉縄1-14-1- 202	44-5640 (FAX兼用)			
	エール	関谷1355-10	47-2456 (FAX兼用)			
	木屋(もくせい)の家	扇ガ谷3-7-9	22-3367 (FAX兼用)	(社福) ほしづきの里		
	松穂(まつほっくり)の家	扇ガ谷3-7-9	22-5730			
	木蓮の家	扇ガ谷3-7-10	24-0849 (FAX兼用)			
	大手穂の家	山崎796-13	47-9405			
	五所神社前レジデンス	材木座2-8-25	61-3174 (FAX兼用)	(NPO) ゆうほ		
	ビーンズ	由比ガ浜2-4-39- 202	23-7889 (FAX兼用)			
	びびら	小袋谷2-4-1	45-0937 42-5475 (FAX)			
	ぼらん	知的 身体	城廻72-1	33-4555 (FAX兼用)	(社福) ラファエル会	
短期入所 (ショートステイ)	鎌倉清和	身体	関谷753	46-4891 43-6541 (FAX)	(社福) 清和会	5
	小さき花の園(児童)	知的	腰越1-2-1	31-9424 32-5841 (FAX)	(社福) 聖テレジア会	
	ショートステイほしづき		鎌倉山3-16-12	84-7689	(社福) ほしづきの里	
	清和園		関谷753	46-8700 46-4830 (FAX)	(社福) 清和会	
	パイル	共通	関谷296	84-8438 84-8437 (FAX)	(社福) ラファエル会	
児童福祉 施設	児童発達支援センター あおぞら園	知的	笹田2-38-20	32-0739 32-0793 (FAX)	鎌倉市	1
	医療型児童発達支援 センター	身体	腰越1-2-1	31-9424 32-5841 (FAX)	(社福) 聖テレジア会	1
	児童発達支援事業	発達	雪ノ下3-4-25 五十嵐ビル2階 御成町10-4 ラ・プラス美越2階	23-2156 (FAX兼用)	たすく(株)	2
法外施設	レスパイト 障害児活動支援センター	共通	梶原2-33-2 深沢 子どもセンター4F	43-3374 (FAX兼用)	(社福) ほしづきの里	2
	のんびりスペース大船		台2-10-10	44-1700 (FAX兼用)	(NPO) 鎌倉市手をつな く育成会	
生活ホーム	虹の子ハウス	知的	常盤10-10	46-1567	(NPO) R・WORKSHOP	1
						66

障害の「害」の字体については、様々な議論があり、平成23年度現在、統一された表記とはなっていません。

「がい」というひらがな表記をしている自治体もあります。国の「障がい者制度改革推進本部」でも、ひらがな表記をしています。ただし、国の法令においては、新しい法律においても「障害」というこれまでどおりの漢字表記となっています。

平成22年11月22日に、国の障がい者制度改革推進会議に提出された障害の表記に関する作業チームの検討結果によると、「様々な主体が、それぞれの考えに基づき、障害について様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない。法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。」としています。

本市では、今回の計画改定の基礎調査として、平成22年10月に「障害者福祉に関するアンケート調査」を実施し、その中で、下記の設問をおこないました。

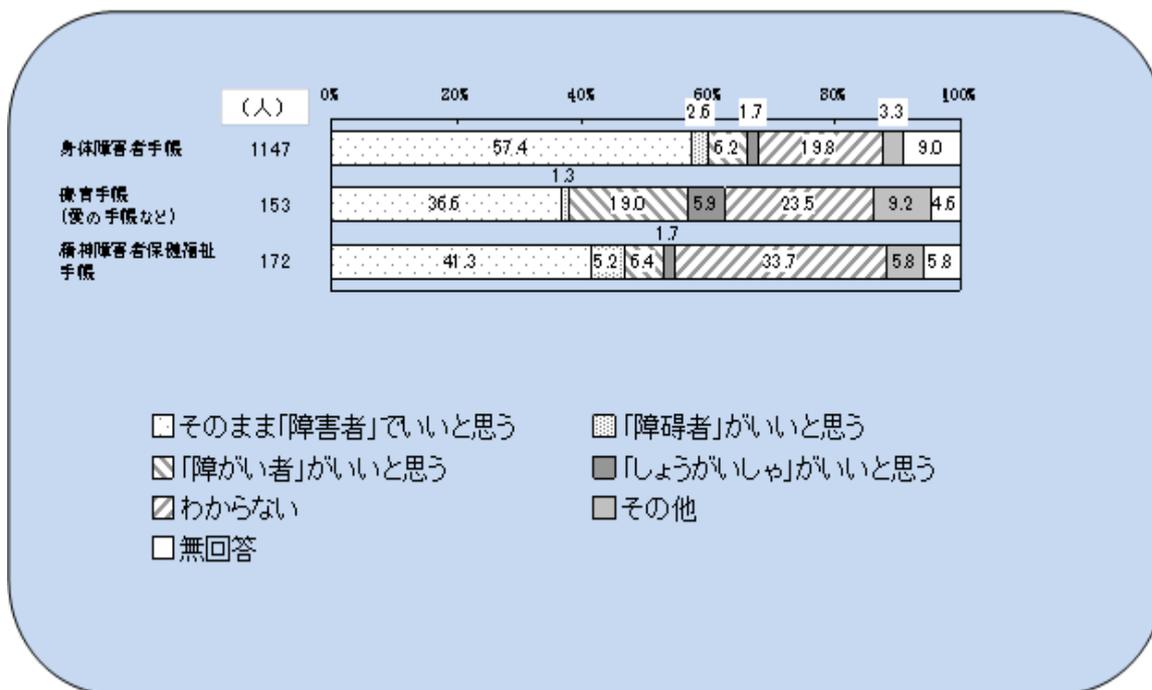
問49 「障害者」という表記について、どのように思いますか。(1つだけ○印)

身体障害手帳所持者では、「そのまま「障害者」でいい」が57.4% (658人) と最も高く、次いで「わからない」が19.8% (227人)、「「障がい者」がいいと思う」が6.2% (71人) となっています。

療育手帳所持者では、「そのまま「障害者」でいい」が36.6% (56人) と最も高く、次いで「わからない」が23.5% (36人)、「「障がい者」がいいと思う」が19.0% (29人) となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「そのまま「障害者」でいい」が41.3% (71人) と最も高く、次いで「わからない」が33.7% (58人)、「「障がい者」がいいと思う」が6.4% (11人) となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害手帳所持者で「そのまま「障害者」でいい」が高くなっています。



アンケートの結果で、「そのまま障害者でいいと思う」という人が、身体障害者で過半数、知的障害者やその保護者、精神障害者では過半数には達しませんが、最も多い回答となっています。

本市では、国の検討結果やアンケート調査の結果も踏まえ、この改定計画を策定するにあたり、意見交換会などで障害者の方々からも意見を聴取し、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会で障害者の字体の表記について検討しました。

障害者の団体等からは、「障害の字体にこだわるより、障害福祉施策の実態の向上を図って欲しい。字体にこだわることで、障害者の抱える問題の本質がそらされてしまう。」「書の字はひらがなであろうと漢字であろうと、障害者の置かれている立場は同じなのでどちらでも良い。」などの趣旨の意見が多く聞かれました。

障害者福祉計画推進委員会では、「障害のある人の感じ方、お気持ちを大事にしたい。」「今まで通り使っている方が分かりやすいのだったら、逆に今まで通りの方が良いのではないか。」などの意見が出され、議論の結果、改定する障害者福祉計画においては、今まで通りの「障害」という表記を使用することの結論となりました。

鎌倉市障害福祉サービス計画

第3期（平成24年度～平成26年度）

平成24年3月発行

発行 鎌倉市

編集 健康福祉部 障害者福祉課

鎌倉市御成町18番10号

電話 0467 (23) 3000 内線 2369

FAX 0467 (25) 1443